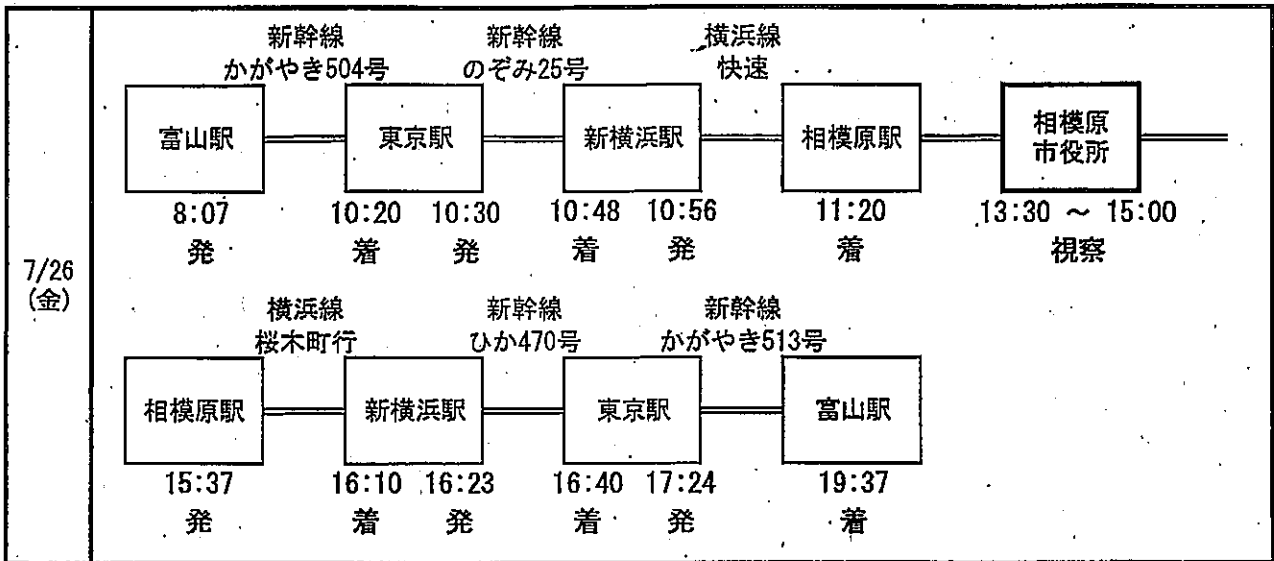


<b>視察・調査活動 実施計画書</b> 政務活動費《事前》審査書				整理番号	1913001 / 1	1	枚目				
				会派名	自由民主党						
				議員名	横野 昭						
<input checked="" type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				R1.6.19	村家	高田	松尾	●	横野	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費				R1.6.19						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)						
<input type="checkbox"/>	資料購入費				松井邦人 1902003	石森正二 1905004	高田真里 1910003				
<input type="checkbox"/>	人件費				高道秋彦 1911005	成田光雄 1912003	横野 昭 1913001				
<input type="checkbox"/>	事務費				鋪田博紀 1915003	高田重信 1916003	松尾茂(公明党)				

項目	内容		留意点	
1 実施者	松井邦人、石森正二、高田真里、高道秋彦、成田光雄、鋪田博紀、横野昭、高田重信、松尾茂（公明党）			
2 実施日程	令和元年 7月 26日（金）			
3 行程	富山駅＝東京駅＝新横浜駅＝相模原駅＝相模原市役所（13:30～15:00） ＝相模原駅＝新横浜駅＝東京駅＝富山駅		政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	相模原市役所	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先面談予定者	相模原市役所（相模原市中央区中央 2-11-15 042-754-1111） 担当 未定	
		視察・調査の目的・内容	【内容】相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例について先進事例を学ぶ 【目的】議員提案条例に向けて成果と課題を確認し、提案時に反映させる。	
	視察 2	視察・調査先		
		視察・調査先面談予定者		
		視察・調査の目的・内容		
	視察 3	視察・調査先		
		視察・調査先面談予定者		
		視察・調査の目的・内容		
5	実施経費及び政務活動費の支出予定額 (振込手数料を含まず)	交通費	32,690円（富山駅=相模原駅：往復） /	対象費用及び単価見積が適切か政務活動費充当方法は適切か。按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×1日 /	
		宿泊費		
		その他		
		合計額	35,690円	
	支出額	35,690円 /		
6 取引規定	抵触していない /		取引制限の確認	

富山市議会 自由民主党 視察日程表

日程：令和元年7月26日（金）



御 旅 程 表

JAなのほな旅行センター

富山市五福1143-1 アリス1F  
 TEL 076-439-3336  
 FAX 076-431-1180

令和元年5月31日

担当 XXXXXXXXXX

富山市議会 自由民主党 様			旅行先		相模原市役所 視察					
旅行日		令和元年7月26日		大人 男 女 7	小人	計	泊 日	車船中	泊	
		令和元年7月26日						7	7	旅館
日程	月日	曜日	行 程 表							
1	7月26日	金	8:07 富山駅 <del>かがやき504号</del> 東京駅 <del>のぞみ25号</del> 新横浜駅 10:20 10:30 11:20 13:30 ~ 15:00 15:37 横浜線・快速 <del>相模原駅</del> = 相模原市役所(視察) = 相模原駅 <del>横浜線</del> 16:10 16:23 16:40 17:24 19:37 <del>新横浜駅</del> <del>ひかり470号</del> 東京駅 <del>かがやき513号</del> 富山駅							

概算費用御見積り				(責任人数 7名)	
J	R	富山駅~相模原駅	16,450	宿泊料金	
J	R	相模原駅~富山駅	16,240	食事費	
				宴会費	
				旅行傷害保険代	
				寸志・その他	
				添乗経費	
				乗務員宿泊	
				お一人費用計	32,690
有料駐車代					
バス航送代					
乗船券					
入場入拝料					

コースの見方  
 バス 田  
 車 =  
 JR 一  
 私鉄 ++  
 飛行機 十  
 フェリー 山  
 夕夕 山  
 徒歩 人

<b>視察・調査活動 実績報告書</b> 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票	整理番号	1913001	2	1 枚目
	会派名	自由民主党		
	議員名	横野 昭		

<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費	第三者機関承認欄				会派承認欄				
<input type="checkbox"/> 研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 広報広聴費				R1.7.31	村家	高田	横野	●	横野
<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/> 会議費				R1.8.19					
<input type="checkbox"/> 資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/> 資料購入費	支払件数	年	月	日	R1.8.19	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/> 人件費					承認日	村家	高田	●	●
<input type="checkbox"/> 事務費	1	1	8	19	R1.8.22				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	松井邦人 1902003 石森正二 1905004 高田真里 1910003 高道秋彦 1911005 成田光雄 1912003 横野 昭 1913001 鋪田博紀 1915003 高田重信 1916003 松尾茂(公明党) (石森正二さんは ご逝去されたため、参加されませんでした)

項目	内容		留意点
1 実施者	松井邦人、高田真里、高道秋彦、成田光雄、鋪田博紀、横野昭、高田重信、松尾茂 (公明党)		
2 実施日程	令和元年 7 月 26 日 (金)		
3 行程	富山駅＝東京駅＝新横浜駅＝相模原駅＝相模原市役所 (13:30～15:00) ＝相模原駅＝新横浜駅＝東京駅＝富山駅		政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
4 視察 1	視察先	相模原市役所	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
	視察面談者	相模原市役所 (相模原市中央区中央 2-11-15 042-754-1111) 担当 相模原市 市民局 交通・地域安全課 村田典久 参事 相模原市議会 小野 弘 議員、渡部 としあき 議員	
	視察・調査の目的・内容	【内容】相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例について先進事例を学ぶ 【目的】議員提案条例に向けて成果と課題を確認し、提案時に反映させる。	
	視察先		
4 視察 2	視察面談者		
	視察・調査の目的・内容		

		内 容	留意点
5	視察・調査活動の内容	<p>&lt;視察1&gt;                      相模原市議会自由民主党相模原市議団は条例制定にむけて、神奈川大学法学部准教授に依頼し、議員自身が政策法務講習会を受講し、「法制執務」の必要性や重要性など基礎を勉強する。                      相模原市の自転車利用状況や事故の多発地帯などを確認する。                      自転車の安全利用促進に向けた条例案の作成を検討する。                      条例案の作成、地域団体・市民への丁寧な説明と意見収集、最後に他会派の賛同を得て、共同で提案、全会一致で条例施行まで至る。                      この条例施行までの流れの説明を受けました。                      市担当課は、条例制定後に、チラシ・ポスターの作成・配布などを行い、市広報に掲載し、条例周知の取組を行った。                      また、公費を使用しない民間事業者との連携により、保険加入者の増加につながっている効果がありましたと報告を受けました。                      しかしながら、事故件数の減少に至っていないのも現状であり、今後の課題ともされています。</p>	<p>目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等</p>
	市政への影響、反映、成果等	<p>&lt;視察1&gt;                      富山県において自転車に関する条例が制定されましたが、県条例が観光を重点としているのに対し、市としては自転車の安全な利用のためには、何が必要かという観点で取り組んできました。                      相模原市が取り組んできた条例の背景や作成手順、今後の課題等を知りえたことは、条例の最終校正や今後の市当局と共に取り組むやり方に参考になりました。                      コンパクトシティ政策における、自転車の利用促進や団子と串政策の団子周辺にも自転車の利用促進を促すことで、市民の安心安全のための条例の制定の必要性がある。                      自転車事故に対する保険の整備やヘルメットの義務化など条例制定して、市民の安全安心につなげるためにぜひとも条例の制定が必要と思います。</p>	<p>政務活動のみの内容か。政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。</p> <p>政務活動費を支出できる内容か。                      (全額、1/2 支出不可)</p>
	その他及び政務活動以外で取り扱った内容		

項目		内容			留意点
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	32,690円 /	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	対象費用及び 単価見積が適切か。 政務活動費充 当方法は適切 か。 按分率適用の 分母は適切 か。 (混在不明確な 部分が対象。 明確な部分は 当初除外して あるか。)
		支出先	横野議員【立替え支払い先】JAなのはな旅行センター		
		支出内容及び 積算根拠	JR代 32,690円(富山-相模原 相模原-富山) 別紙領収書のとおり		
	日当	支出金額	3,000円 /	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	横野議員		
		支出内容及び 積算根拠	7月26日(金)1日分 3,000円/日×1日		
		支出金額		支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先			
		支出内容及び 積算根拠			
		支出金額		支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先			
		支出内容及び 積算根拠			
取引規定	抵触していない				
経費総額	35,690円	按分率 (充当率)	100%・50%		
按分率適用 対象経費 及び 按分理由					
政務活動費 支出(充当)額	35,690円 /				

# 請求書

№1913001

令和元年7月16日

富山市議会 自由民主党 横野 昭 様			
ご請求金額	32,690 円	旅行日	令和元年7月26日
		ご精算予定日	令和元年7月31日

富山県知事官舎220号1

JAなのはな旅行センター

〒930-0884

富山市五福1143-1

富山五福ショッピングセンター アリス1F

TEL076-439-3336

FAX076-431-1180

責任者印	担当者印
●	●

種別・摘要	人員・数量	単価	金額
7/26 富山駅～相模原駅 JR普通指定席 往復	1	32,690	32,690
合計金額			32,690

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。  
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

No. 215535

領 収 書

富山県議会 自由民主党  
横野 昭 様

令和1年 7月29日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
4	—	7	3	2	6	9	0

収入印紙

但 7/26 相模原視察 JR代として

上記正に領収いたしました

取扱者印



なのはな農業協同組合  
JAなのはな旅行センター

〈ご注意〉組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。  
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。



整理番号	1913001	2	4枚目
------	---------	---	-----

# 振替証明書

会派名 自由民主党

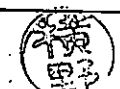
金額	35,690 円
----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和元年 8月 19日

経理責任者 松井 邦人



氏名	<u>横野 昭</u>	受領印	
----	-------------	-----	---



№1913001<sup>10</sup>

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 01-08-02*		*3,072	普通預金押田議員	*14,707,978
2 01-08-02*		*3,072	普通預金押田議員	*14,704,906
3 01-08-05		*91,343	ｼｰﾌﾟﾌﾞｱｲﾝｽ	*14,613,563
4 01-08-06*		*35,690	普通預金高田議員	*14,577,873
5 01-08-06*		*35,690	普通預金成田議員	*14,542,183
6 01-08-06*		*35,690	普通預金高道議員	*14,506,493
7 01-08-06*		*6,789	電話料	*14,499,704
8 01-08-07		*26,892	HCビ好C-NBL	*14,472,812
9 01-08-08*		*3,689	ｺﾋﾟｰ用紙代	*14,469,123
10 01-08-19*		*35,690	普通預金横野議員	*14,433,433
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 当行でご提出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケノコ ○○-○○  
 トリクダ ○○-○○

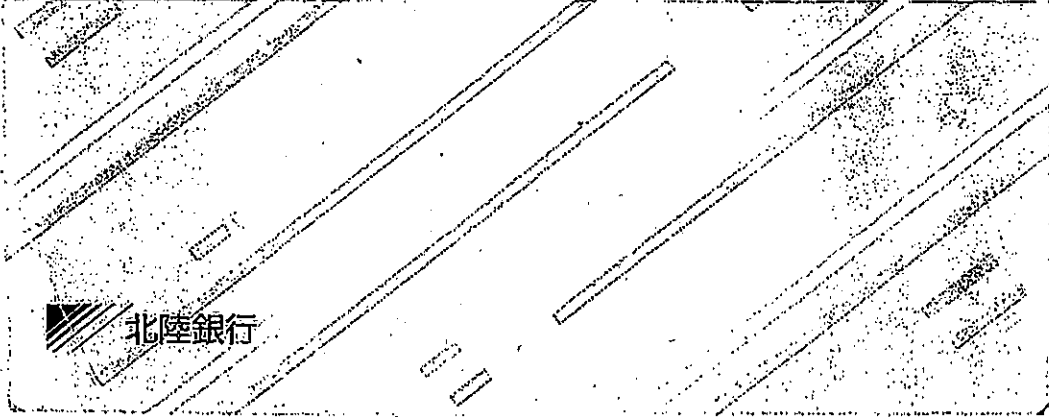
お支払いできる日  
 お支払できる期限は、所定の  
 不償還期間経過後となります。

10

### 普通預金通帳

店番号      口座番号

## 富山市自由民主党様





渡部としあき

相模原市議会議員



小野弘

相模原市議会議員

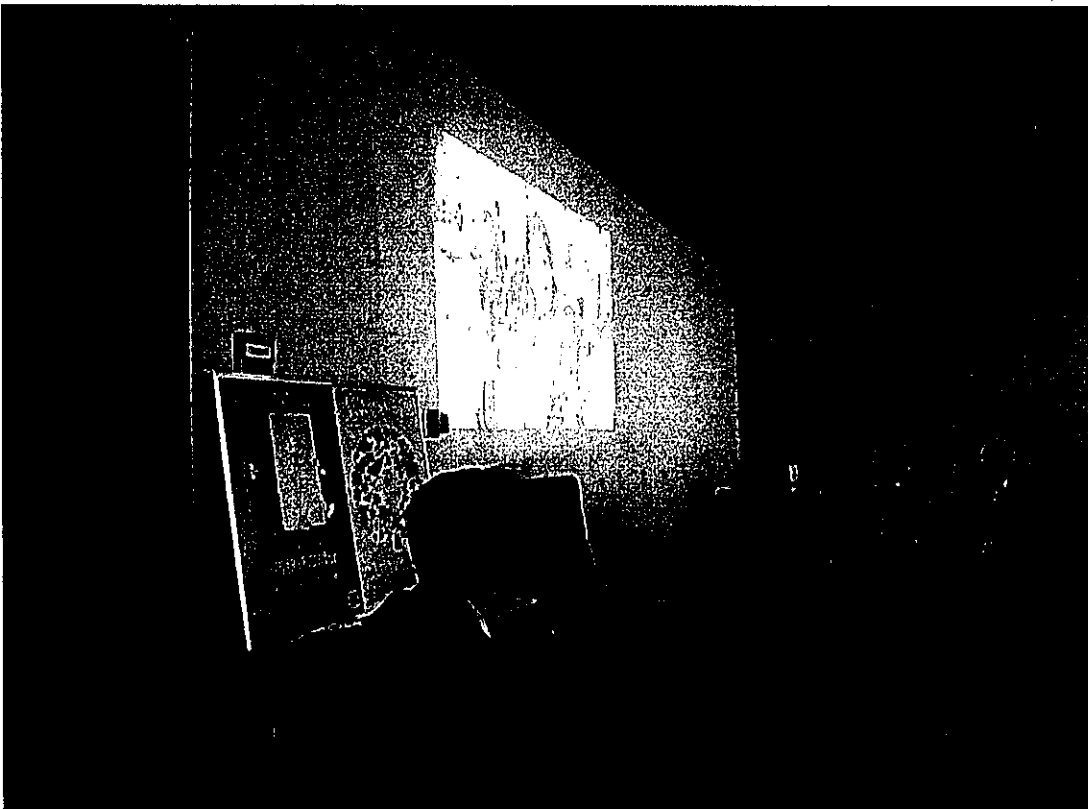
相模原市  
市民局 交通・地域安全課

参事(兼)課長 村田典久



潤水都市 さがみほら

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15  
TEL 042-754-1111 内線 2561  
直通 042-769-8229 FAX 042-757-2941  
E-mail:n.murata.zy@city.sagamihara.kanagawa.jp

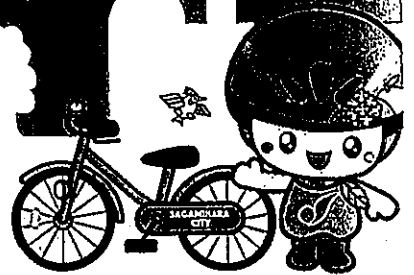


相模原市役所：「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」について  
先進事例を学ぶ

平成29年12月25日施行

# 相模原市安全に安心して 自転車を利用しようよ条例

この条例は自転車を安全で適正に利用するため、交通ルールやマナーの遵守、ヘルメットの着用、職場や学校などでの啓発、交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入を義務付けるものです。



相模原市マスコットキャラクター

さがみ

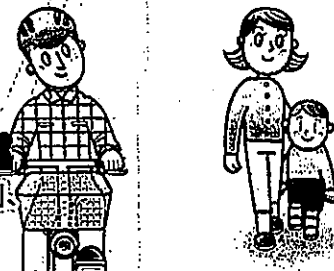
## 自転車を安全で適正に利用するために【条例の主な内容】

### 交通ルールやマナーの向上

ルール・マナーを守り、自転車を安全に利用しましょう

#### 自転車安全利用五則

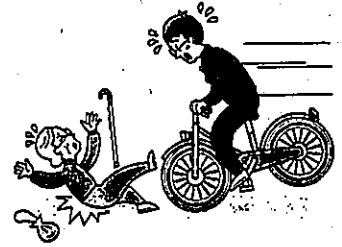
- 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- 車道は**左側**を通行
- 歩道は歩行者優先で、**車道寄り**を徐行
- 安全ルール**を守る  
(**飲酒運転**・**二人乗り**・**並進の禁止**等)
- 子どもは**ヘルメット**を着用



### 自転車事故に備えた 保険等の加入が義務化 (平成30年7月1日施行)

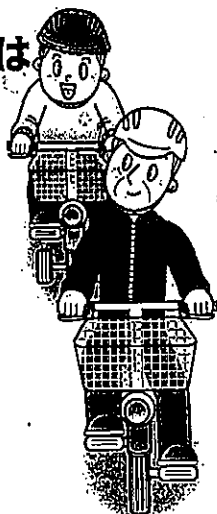
自転車の事故でも高額な損害賠償を求められる事例があります。自転車を利用される方は自転車損害賠償保険等に加入してください。

事業で使用する自転車や市外にお住まいの方でも相模原市内で通勤・通学などに自転車を利用する場合は対象となります。詳しくは、裏面をご覧ください。



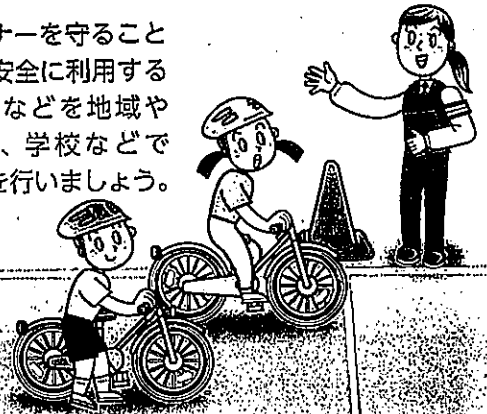
### 子どもや高齢者などは ヘルメットを着用

自転車事故で亡くなった方の約6割が頭部のケガによるものです。特に子どもや高齢者などが自転車を利用する際にはヘルメットを被るよう家庭での指導や助言を行いましょう。



### 地域や家庭、職場、学校などでの 啓発や交通安全教育の実施

ルール・マナーを守ることや自転車を安全に利用するための知識などを地域や家庭、職場、学校などで啓発や教育を行いましょう。



☎1913001

相模原市／相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

条例について、詳しくは  
URLへ掲載しています



# 自転車損害賠償保険等への加入が義務化!!

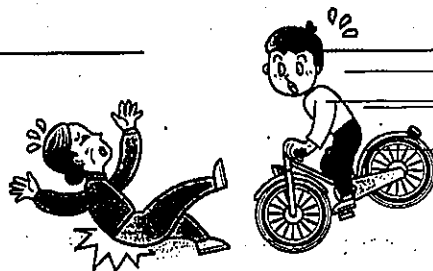
## 自転車の事故で高額な損害賠償を求められる事例が発生しています

自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償が命じられる事例が発生しています。被害者の救済はもとより、損害賠償責任を負った場合の経済的な負担を軽減させるため、損害賠償に対応できる自転車損害賠償保険等への加入が必要となりました。

**高額賠償事例 9,521万円** (金額は概算額)

男子小学生が夜間に自転車走行中、歩行中の女性と衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。監督責任を問われた母親に損害賠償が命じられた。

【平成25年7月4日神戸地裁判決】



## 現在加入している保険等が自転車事故に対応している場合もありますのでまずは、現在の補償内容を確認しましょう！

自転車事故の損害賠償責任を補償する保険等は、自転車向けの保険のほか、自動車の任意保険や火災保険などの特約、会社等の団体保険や各種共済、点検整備を受けると付帯されるTSマークやクレジットカードの付帯保険など様々な種類があります。

現在加入中の自動車保険や火災保険などに、自転車利用中の事故で他人にケガなどを負わせてしまった場合に、相手の生命または身体の損害を補償できる「個人賠償責任補償特約」等が付いている場合もあります。

現在加入中の保険等の証券などを用意し、下の確認シートで加入状況を確認してください。

### 自転車損害賠償保険等加入状況確認シート

現在、個人賠償責任保険（共済含む）または、自転車利用者向けの賠償責任保険に加入していますか？

はい

いいえ・わからない

加入している保険（共済含む）に「個人賠償責任補償特約」等が付いていますか？

はい

わからない

いいえ

#### 加入済みです

すでに個人賠償責任保険または自転車利用者向けの賠償責任保険に加入しています。

#### 補償内容の確認が必要です

加入している保険会社などに補償の内容を確認してください。

#### 加入が必要です

個人賠償責任保険または自転車利用者向けの賠償責任保険への加入が必要です。

【条例に関する  
問い合わせ先】

相模原市

交通・地域安全課

Tel.042-769-8229

緑区役所 地域振興課

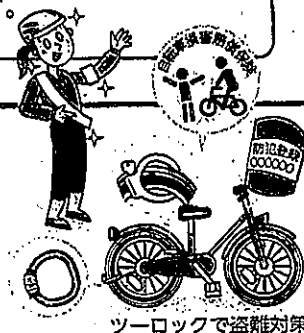
Tel.042-775-8801

中央区役所 地域振興課

Tel.042-769-9801

南区役所 地域振興課

Tel.042-749-2135



ツーロックで盗難対策

平成29年  
12月25日

# 「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」 が施行されました

尚 交通・地域安全課 ☎042-769-8229

条例の主な内容

## 交通ルールやマナーの向上



ルールを守り、自転車を安全に利用しましょう。

## ヘルメットの着用

子どもや高齢者などにヘルメット着用の指導・助言を行いましょう。



## 保険の加入が義務化



自転車事故に備え、相手のけがなどを補償する保険への加入が義務化されます。(30年7月1日施行)

## 交通安全教育の実施

地域や家庭、職場、学校などで啓発や交通安全教育を実施しましょう。



## 既に加入済みかも?!

保険の加入状況を確認しよう!



●自転車向けの保険  
●TSマーク付帯保険



●自動車の任意保険 ●火災保険  
●傷害保険 ●各種共済  
●社員などを対象に会社を通じて加入する団体保険  
●PTA会員向けに学校を通じて加入する団体保険  
●クレジットカード など

各種保険やクレジットカードに自転車の保険が付いていることがあるよ!



## いざという時の備えが大切! こんな高額賠償事例も...

9,521万円

小学校5年生の少年が自転車で走行中、歩行中の女性と正面衝突し、女性は意識が戻らない状態に。監督責任を問われた保護者(金額は概算)に賠償命令。(25年7月神戸地方裁判所判決)

～みんなでルールを守り、安全に安心して自転車を利用できる環境をつくりましょう!～

## 地域の支え合いの輪に あなたも! 参加しよう!

社会福祉施設や企業などの「地域に貢献したい」という思いと、地域で活動する団体の「利用したい」という思いをつなぐ仕組みが「さがみはら地域福祉ネットワーク」です。地域貢献の内容は、利用していない部屋の貸し出しから地域活動の支援まで多岐にわたります。この取り組みに参加して、みんなで支え合う社会を実現しませんか。

画 地域福祉課 ☎042-769-9222

「貢献したい」「利用したい」

「施設に関するイベントを開催したいけど、人手が足りない!」

「障害者支援に詳しい人はいないかな...」

「地域で行われている活動を支援したい!」

「施設内にある集客室を貸し出した!」

「障害についての地域の理解を深めたい!」

**さがみはら地域福祉ネットワーク**

社会福祉施設・企業など

地域で活動する団体

現在の参加事業者数 **21**

この仕組みに参加してみたい!

各施設で利用できるメニューを知りたい!

と思ったら...

市ホームページをご覧ください

市ホームページに戻るか、地域福祉課へお問い合わせください。

## 利用している人に聞きました 思いの思いをつなげてくれる仕組みです

特別養護老人ホーム あさみぞホーム 施設長 吉川祐子さん  
友知草の会(認知症高齢者をかかえる家族の会) 会長 富樫るみさん



吉川さん(左)と富樫さん(右)

登録・利用のきっかけは?  
吉川さん 「地域に貢献したい」という思いがあり、地域の皆さんが施設に何を求めているのかを知りたくて登録しました。  
富樫さん 認知症への理解を深めてもらうための活動をもっと広げていくために、活動場所や専門的な知識などの支援が必要でした。

良かったことは?  
吉川さん 地域の皆さんが求めていることを知ることができましたし、職員は、施設利用者以外の人と交流をきっかけに、仕事への自信をつけることができました。  
富樫さん 施設見学をした時に、おむつの専門的な知識を持った職員(おむつマスター)が施設にいることを知りました。それがきっかけで、その職員を講師に迎え、

おむつセミナーを開催できることになりました。  
—今後の活動などについて教えてください。  
吉川さん・富樫さん 今後は、活動をさらに広げていきたいと考えています。地域福祉ネットワークを通じて、さまざまな思いがつながることを期待しています。

広報事業の財源とするため広告を掲載しています。広告掲載の申し込みは(株)横浜メディアアド(☎045-450-1804)へ。掲載した広告のお問い合わせは各広告主へ。

**相模原市で家の塗装をお考えの方へ**

**失敗しない外壁塗装**

**参加無料 先着15組限定**

「うちの家の外壁塗装はいつやる?」  
と悩んでいませんか? 比較の仕方など、業者選びどこで依頼すればよいのか、ポイントを分かりやすく解説いたします。

安全が第一です。お早めにお申し込みください。

「うちの家の外壁塗装はいつやる?」  
と悩んでいませんか? 比較の仕方など、業者選びどこで依頼すればよいのか、ポイントを分かりやすく解説いたします。

安全が第一です。お早めにお申し込みください。

**参加無料** 先着15組限定

日時:2月10日(金) 10:00~14:00  
場所:相模原市中央区相模原3-5-4 4F ユー・コー・コミュニティー(株)

参加費:無料(要予約)

お申し込みは電話です

☎0120-81-0344

相模原市中央区相模原3-5-4 4F ユー・コー・コミュニティー(株)

参加費無料に塗装ガイドブックを無料プレゼント。

**広告 もの忘れ外来**

加齢? 認知症? もの忘れの原因を正しく対処

脳交通法改正における認知症外来も対応 (予約制) 月一金/14時~17時

相模台病院が新しく健康チェックのご案内

**認知症外来** (15分)

マンモグラフィ、検診の予約

**認知症外来** (30分)

脳腫瘍、脳出血、脳梗塞、脳血管障害、がん、認知症、認知症検査、認知症相談、認知症相談、認知症相談

予約受付時間:月~金 9:00~17:00

☎046-256-0012

医療法人 興生会

**相模台病院**

〒252-0001 座間市相模が丘6-24-28

TEL:046-256-0011

E-mail: numre220@kagami.or.jp

**保育士募集**

2 保育士

8:45~17:15 (日勤帯) 16:45~9:00 (当直帯)

※ソフトに得意な方

181,500円~219,500円

※上記金額に研修手当を含みます。

給与非常勤 時給960円

17 資格、実習、年次有給休暇、慶弔休暇、リフレクティブ休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、財形貯蓄、団体生命保険

※特別採用については、年齢、実習の成績により異なります。その他、件目については、お問い合わせください。

お問い合わせ先 相模台病院 人事課

TEL:046-256-0011

E-mail: numre220@kagami.or.jp

# 相模原市みんなで安全に安心して自転車に乗ろうよ条例(素案)の概要

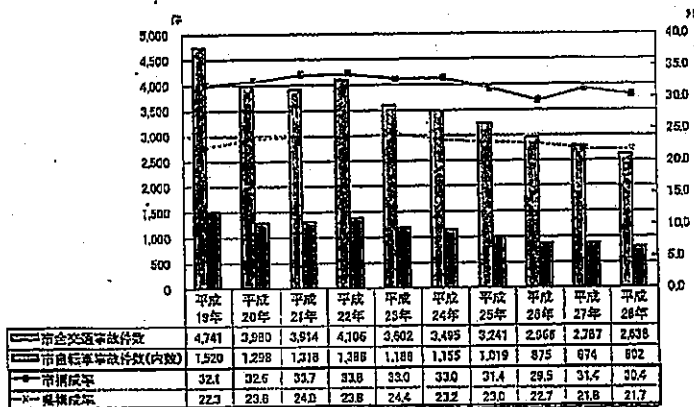
— 自転車を利用する市民の皆さまの安全のために —

## 条例制定の背景

自転車は、環境にやさしく経済的で健康にも良いことなどから、身近な交通手段として幅広い年齢層に利用されています。本市においても、平坦地が多いことなどから、自転車が利用しやすく、今後も自転車利用は増加すると見込まれています。一方で、自転車の交通事故については、全交通事故に占める自転車事故の割合は県内でも高く、平成28年の統計では、県内平均が21.7%であるのに比べて、本市では30.4%と、非常に高くなっています。

また、自転車が加害者になる事故の割合が増加していることや、その損害賠償に備えた保険加入の必要性が高まるなど、自転車の安全で適正な利用への対策が課題となっていることから、自転車の交通安全対策の強化を図るため、本条例の制定を目指すものです。

<自転車事故の推移>



## 条例の目的

【第1条】

自転車の安全で適正な利用を推進します。

- 市、市民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにします。
- 市が実施する施策の基本的事項を規定します。




市、市民等、事業者及び関係団体が自転車の安全適正利用の取組を協働して展開することで、

### 効果

- 自転車に関する事故の防止につながります。
- 自転車の秩序ある利用につながります。
- 自転車を安全で安心して利用できる環境づくりにつながります。



**条例の内容**

Point 1  『市、市民等、事業者、関係団体の責務』

【第3条～第6条】

**市**

- 市民、事業者、関係団体等と連携・協力し、自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定・実施します。

**市民等**

- 自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車関係法令を遵守します。
- 家庭・地域等において自転車の安全利用に関する取組を実施します。
- 市の施策への協力を努めます。

**事業者**


- 従業員への事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に係る啓発や、点検・整備の必要性に関する教育をします。
- 市の施策への協力を努めます。

**関係団体**

- 市民等が自転車の安全適正利用に関する理解が深まる取組を自主的・積極的に実施します。
- 市の施策への協力を努めます。



※関係団体とは・・・交通安全に関する活動を行う団体をいいます。  
(自治会・交通安全協会・交通安全母の会・PTAなど)

Point 2  『自転車の安全で適正な利用に関する取組』

【第7条～第11条】

**自転車利用者**

- 自転車の交通ルール・マナーを守ります。
- 自転車の点検・整備、また、防犯登録などの、盗難防止対策をします。

**自動車運転者等**

- 自転車利用者への配慮をします。(自転車の側を通過するときは安全な間隔を保ち徐行します。)

**家庭**

- 子どもや高齢者へのヘルメットの着用など、自転車の安全な乗り方を指導・助言します。

**地域等**


- 自転車の交通ルールやマナー、自転車盗難対策などに関する啓発等を行います。

**自転車貸付業者等**

- 貸出用の自転車における点検整備や、利用者へ安全利用の注意を促します。

**学校・市**

- 交通安全教育や啓発活動、ヘルメット普及促進のための情報提供などをします。

Point 3  『自転車損害賠償保険等の加入義務』

【第12条～第13条】

自転車利用者

■自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

保護者

■児童・幼児の自転車利用に係る自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

事業者

■事業活動で従業者が自転車を利用する際の自転車損害賠償保険等の加入が義務化されます。

企業用保険

自転車小売業者

■自転車購入者に、自転車損害賠償保険加入の確認をします。保険の情報提供をするなど、加入を勧奨します。

自転車貸付業者

■自転車損害賠償保険等の付いた自転車の貸付が義務化されます。

人の車輜

条例素案に関する



Q. なぜ、条例にするの？

A. 市民の皆さま、事業者、交通安全団体、市等が一体となって、市民運動として取り組む気運を高め、歩行者、自転車等が安全に通行し、市民が安心して暮らすことができる社会を目指して条例を策定します。

Q. 条例が制定されると何が変わるの？

A. 自転車利用者、保護者、事業者、自転車小売業者等に責務が課せられます。損害賠償保険の加入とともに、交通ルールや交通マナーの遵守等、家庭における子どもや高齢者への指導・助言等、自転車の安全で適正な利用に関する取組をしていただきます。

Q. なぜ、保険の加入が義務化されるの？

A. 自転車の利用者が加害者になる高額賠償事例【約9,500万円（H25）】も発生しており、被害者の確実な救済と併せて、加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担の軽減を目的とするほか、加入することにより事故の危険性を再認識していただき安全な利用を促すことになると考えています。

Q. ヘルメット着用にはどのような効果があるの？

A. 自転車利用中の致命傷として頭部損傷の割合が高いことがあげられています。ヘルメットを着用することにより、頭部への衝撃を5～6割程度に緩和することができます。

◆事故の相手方を保障する自転車保険の種類◆

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口となる保険
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

他自治体にはこんな制度があります。

- 兵庫県 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年4月1日施行）  
 ■県民運動としての取組 ■交通安全教育の充実 ■保険加入の義務化 ■環境の整備 等
- 滋賀県 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年2月26日施行）  
 ■自転車交通安全教育の実施 ■自転車の点検・整備および防犯対策  
 ■保険加入の義務化（平成28年10月1日施行）等
- 大阪府 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年4月1日施行）  
 ■自転車保険の加入義務化 ■交通安全教育の充実 ■交通ルール・マナーの向上 等



◆今後のスケジュール◆（現時点の予定であつて、変更になる場合があります。）

- 関係団体、市民の皆さまへの説明会
- 条例案に対する意見募集（タウンニュース・自由民主党相模原市議団HP等）
- 議会へ提出
- 条例の制定
- 条例の施行

※保険加入の義務化については6か月間の経過措置期間を設ける予定です。

お問い合わせ	自由民主党相模原市議団
ホームページ	<a href="https://iimin-sagamihara.jp/">https://iimin-sagamihara.jp/</a>
電話番号	042-769-8310
F a x	042-754-9870

# 視察・調査活動 実績報告書

## 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	1913002	2	1 枚目
会派名	自由民主党		
議員名	横野 昭		

■	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	研修費				R1.11.22	村家	[印]	[印]	●	[印]
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				承認日					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			R1.11.22					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R1.11.22	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	村家	[印]	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費	1	1	11	22	R1.11.25				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	久保大憲 1901003 松井邦人 1902006 横野 昭 1913002

項目	内容		留意点
1	実施者	久保大憲、松井邦人、横野昭 (以上3名)	
2	実施日程	令和元年11月18日(月)～19日(火)	政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
3	行程	富山駅=金沢駅=大阪駅=阪急梅田駅=甲子園駅=ホテル ホテル=甲子園駅=西宮駅=西宮市役所(9:30～11:30)=西宮駅=立花駅= 尼崎市役所(13:30～15:00)=立花駅=大阪駅=金沢駅=富山駅	
4	視察 1	視察先	
		視察面談者	西宮市教育委員会 学校教育課長 木戸みどり、 係長 中津洋平
		視察・調査の目的・内容	【内容】小学校の教科担任制について先進事例を学ぶ 【目的】富山市の小学校に教科担任制導入を提案する上で、先行事例を学び反映させていく
	視察 2	視察先	尼崎市役所
		視察面談者	尼崎市教育委員会 学校教育課長 平岩健太郎 小谷 隆宏
		視察・調査の目的・内容	【内容】小学校の教科担任制について先進事例を学ぶ 【目的】富山市の小学校に教科担任制導入を提案する上で、先行事例を学び反映させていく

		内 容	留意点
5	視察・調査活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市教育委員会 兵庫型教科担任制について、中津係長から説明を受ける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校においては、学級、学校の規模に応じて推進を行う。</li> <li>第5・6学年に対し、学力向上や小中学校の円滑な接続を図るために教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせて実施している。</li> <li>小中一貫教育の推進にかかる指導体制の充実し、義務教育学校などの取り組みを行っている。</li> <li>小学校英語に係る専科指導の推進にも取り組んでいる。</li> <li>中学校においては、学力等に応じて小人数学習集団に編成し指導している。</li> <li>部活動における指導補助を非常勤職員等をお願いしている。</li> <li>小中一貫教育の推進にかかる指導体制の充実を図り、義務教育学校などの取り組みを行っている。</li> <li>小中連携による義務教育学校にとりくむとの報告も受けました。</li> </ul> </li> <li>尼崎市教育委員会 兵庫型教科担任制について、小谷氏から説明を受ける。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員 多面的な児童理解に基づく組織的・協力的指導の充実</li> <li>子ども 教員との人間関係の広がりや学習の深まりによる成長</li> <li>学校 発達や学びの連続性を確保するための小中学校の円滑な接続それぞれの目標を推進している。</li> <li>小学校の9割以上がそれぞれの立場から効果があると報告を受ける。</li> </ul> </li> </ul>	<p>目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等</p> <p>政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。</p> <p>政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2 支出不可)</p>
	市政への影響、反映、成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>両市とも小規模校がなく、各学年2クラス以上であり、富山市のように小規模校で取り組むことは難しいと思います。 しかしながら、少人数授業に取り組んでいる事例を参考にすれば、小規模校でも生かせると思う。</li> <li>5, 6年生が教科担任制を取り入れて、各担任が2クラスの教科を指導することにより、両クラスの児童について、教員同士が話し合うことで、児童に対するアドバイスができる。学年運営が良好になると思います。</li> <li>中学における授業に入りやすくなり、特に英語教育における利点も生かせると思う。</li> <li>いろんな点で、教科担任制を取り入れることの効果があるので、富山県教育委員会にも働きかけながら、富山市でも取り組むべきと思います。</li> </ul>	
	その他及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項目		内容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費 宿泊費	支出金額	29,960円 /	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	対象費用及び 単価見積が適切か。 政務活動費充 当方法は適切 か。 按分率適用の 分母は適切 か。 (混在不明確な 部分が対象。 明確な部分は 当初除外して あるか。)
		支出先	横野議員【立替え支払い先】JAなのはな旅行センター			
		支出内容及び 積算根拠	交通費 19,160円(富山駅=金沢駅=大阪駅=梅田駅=甲子園駅、甲子園駅=西宮駅、西宮駅=立花駅、立花駅=大阪駅=金沢駅=富山駅) 宿泊費 10,800円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	3,000円 /	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	横野議員			
		支出内容及び 積算根拠	11月19日分 3,000円/日×1日			
		支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先				
		支出内容及び 積算根拠				
		支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先				
		支出内容及び 積算根拠				
取引規定	抵触していない					
経費総額	32,960円 /	按分率 (充当率)	100%・50%			
按分率適用 対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額	32,960円 /					

# 請求書

№1913002

令和元年11月11日

富山市議会 自由民主党 横野 昭 様

富山県知事 登壇220号  
**JAなのはな旅行センター**  
 〒930-0884  
 富山市五福1143-1  
 富山五福ショッピングセンター アリス1F  
 TEL076-439-3336  
 FAX076-431-1180

ご請求金額	29,960 円	旅行日	令和元年 11月18日～19日
		ご精算予定日	令和元年11月30日

責任者印	担当者印
●	●

種別・摘要	人員・数量	単価	金額
11/18 富山駅～大阪駅 JR普通指定席	1	9,290	9,290
11/18 梅田駅～甲子園駅 阪神電気鉄道 乗車券	1	270	270
11/18 ホテルヒューイット甲子園 1泊朝食サ税込 シングル	1	10,800	10,800
11/19 甲子園駅～西宮駅 阪神電気鉄道 乗車券	1	150	150
11/19 西宮駅～立花駅 JR乗車券	1	160	160
11/19 立花駅～大阪駅～富山駅 JR普通指定席	1	9,290	9,290
<b>合計金額</b>			<b>29,960</b>

振込先  
 取引銀行: なのはな農業協同組合 西部支店  
 口座名: JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116  
 恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

No.220007

領 収 書

富山県議会 自由民主党

横野 昭 様

令和 1 年 11 月 20 日

千	百	十	元	千	百	十	円
2	9	9	6	0			

収入印紙

但 11/18-19西宮尾崎視察交通費宿泊代として  
上記正に領収いたしました

取扱者印



なのはな農業協同組合

JAなのはな旅行センター

〈ご注意〉組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本世と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。



# 振替証明書

会派名 自由民主党


金額	32,960 円
----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和元年11月 22日

経理責任者 松井 邦人



氏名	積野 昭	受領印	
----	------	-----	---



№1913002 1

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-**-**	繰越			*20,646,080
2 01-11-21*		*3,072	普通預金 押田 譲 貸	*20,643,008
3 01-11-22*		*32,960	普通預金 松井 誠 貸	*20,610,048
4 01-11-22*		*32,960	普通預金 横野 誠 貸	*20,577,088
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お預けは)  
 1. 振替のご振出のあるお取引のときは年月日に\*と表示します。  
 2. 振替料をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タクシー  
 トリタテ


お支払いできる日  
 お支払できる日は、所定の  
 不渡日・時限日を除きます。

普通預金通帳

店番号                      口座番号

**富山市自由民主党様**

北陸銀行

 西宮市教育委員会 事務局


学校教育課  
課長

きど  
木戸 みどり



〒662-8567 西宮市六湛寺町3番1号市役所東館7F  
TEL. 0798-35-3857 Fax. 0798-22-7019  
e-mail: mi\_kido@nishi.or.jp



 西宮市教育委員会 事務局

学校教育課  
係長

なかつ ようへい  
中津 洋平



〒662-8567 西宮市六湛寺町3番1号市役所東館7F  
TEL. 0798-35-3849 Fax. 0798-22-7019  
e-mail: you.nakatsu@nishi.or.jp



尼崎市教育委員会事務局  
学校教育部 学校教育課

課長 平岩 健太郎

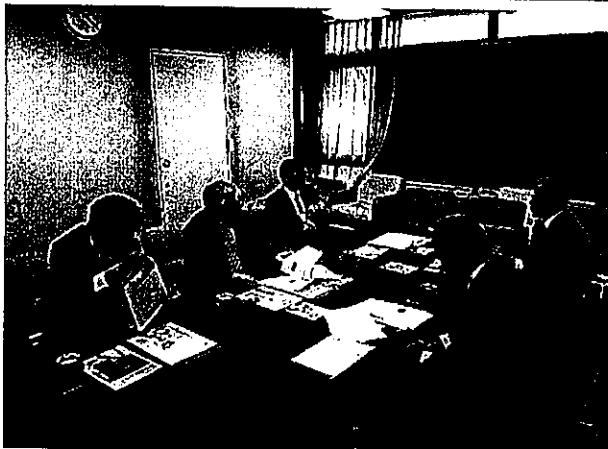
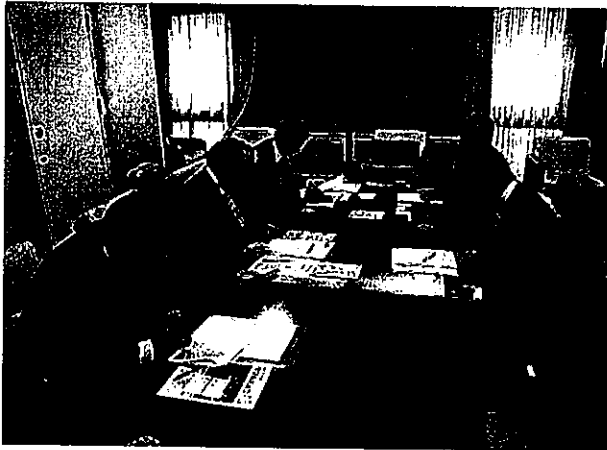
〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号  
TEL.06-4950-5685 FAX.06-4950-5658  
E-mail:hiraiwa-kentaro@city.amagasaki.hyogo.jp

学校教育課

小谷 隆宏



西宮市役所：富山市の小学校に教科担任制導入の先進事例を学ぶ



尼崎市役所：富山市の小学校に教科担任制導入の先進事例を学ぶ

富山市会議員視察について

61

1 日 時 11月19日(火) 9:30~

2 場 所 西宮市議会棟2階 D・E応接室

48万

41

20

3 訪 問 者 富山市議会議員3名

- ・久保 大憲 議員
- ・松井 邦人 議員
- ・横野 昭 議員

1

2部

15部

4 内 容 「小学校における教科担任制について」

1-4  
5.6

2752

1752部

2部

①木戸課長挨拶

②参加者自己紹介

③兵庫型教科担任制の説明(中津)

④質疑応答

9:26

7

11

◎ 録音教育

西宮

1-6 567.89

4.3.2

部

→ 行政

2019年度 新学習システムの推進に係る実施要項

1 趣 旨

今日の変化の激しい社会の中で、児童生徒に生きる力を育むためには、学校が一人一人の多様な能力や創造性を最大限に伸ばす場になることが求められている。また、児童生徒には、学力の基盤となる生活習慣や学習習慣、学習意欲、粘り強く取り組む態度などに課題があることが指摘される中、学習指導要領の趣旨を踏まえ、さらなる学校の指導体制の確立を図り、分かる喜びを味わわせることが必要となっている。

各学校においては、新学習システムの推進により児童生徒のつまずきへの素早い対応などの一人一人の学習状況に応じた指導や、心の安定を図り多面的な理解に基づく指導など、児童生徒の個性や能力の伸長を図る取組を進めてきたところであり、今後とも、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため新学習システムを推進する。

2 期 間

2019年度の1年間とする。

3 推進内容

(1) 小学校

ア 学級・学校規模による推進

① 35人学級編制（調査・研究）（第2～4学年）

・ 1学級が35人を超える学級集団を分割し、学習指導の充実や基本的な生活習慣の確立を図る。

② 「兵庫型教科担任制」（第5・6学年）

・ 小学校教育における学習指導や生活指導を一層充実させ、学力向上や小中学校間の円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせる。

③ 複式学級の指導体制（調査・研究）

・ 複式学級のシステム上、指導が困難な学年・教科の学習指導の充実を図り、教育課程の適切な実施を図る。

イ 学校の課題に応じた推進

④ 少人数授業（全学年）

・ 児童の発達段階や学習状況、学習内容に応じて、教員の協力指導（同室複数指導）や、少人数学習集団の編成（少人数指導）により、学習・生活習慣を確立させ、学力の定着や個性の伸長を図る。

・ 原則として、第1・2学年では教員の協力指導、第3学年以上では少人数学習集団の編成による個に応じたきめ細かな指導を行う。

⑤ 小中一貫教育の推進（調査・研究） ※義務教育学校、併設型小学校のみ

・ 小中一貫教育における特色ある教育の推進や課題解消を図る取組等、小中一貫教育の円滑な推進に係る指導体制の充実を図る。

⑥ 小学校英語に係る専科指導の推進（調査・研究）

・ 外国語科及び外国語活動の導入に向け、効果的な指導方法について研究するとともに、円滑な導入に向けた指導体制の充実を図る。

(2) 中学校

① 少人数授業

・ 学習内容や生徒の学力・学習状況に応じて、学年や学級を効果的な少人数学習集団に編成し、学力の確実な定着や個性の伸長を図る。

② 部活動の指導補助

・ 中学校第1学年学級担任が担当する部活動の一部を非常勤職員が指導し、学級担任による教育相談や個別指導等の充実を図る。

③ 小中一貫教育の推進（調査・研究） ※義務教育学校、併設型中学校のみ

・ 小中一貫教育における特色ある教育の推進や課題解消を図る取組等、小中一貫教育の円滑な推進に係る指導体制の充実を図る。

4 推進方法

(1) 推進校は、「〇〇学校教育改革推進委員会」などの組織・体制を整備し、次のような取組を組織的・計画的に推進する。

- ア 学校全体として個に応じたきめ細かな指導を推進するための校内体制の整備
- イ 児童生徒を多面的に捉えて、その成長や発達を見守り、支援していくための教員間の連携・協力体制づくり
- ウ 総合的な学習の時間などにおける学校支援ボランティアなど地域人材を活用した取組の推進

(2) 推進校は、推進に当たり県教育委員会及び市町組合教育委員会と密接な連携を図り、県教育委員会は、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

(3) 推進校は、組織的・計画的に新学習システムに係る研究を行うとともに、県教育委員会が実施する研修等に参加するものとする。

(4) 少人数授業（兵庫型教科担任制を含む）については、児童生徒の発達段階や学習状況、教科・単元の特性を考慮しながら、柔軟且つ多様な学習集団を編成し、効果的に推進する。また、学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には、次の点に十分留意すること。

- ア 義務教育段階ということを考えて、児童生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団が長期化・固定化するなどして、学習意欲を低下させたりしないようにすること。
- イ これまで本県で推進してきた「個に応じた指導」（少人数指導や同室複数指導等）の成果を踏まえ、「学習内容の習熟の程度に応じた指導」は多様な指導方法の一つと共通理解すること。
- ウ 学習集団の編成の際には、児童生徒の興味・関心等に配慮し、教員が一方的に割り振るのではなく、児童生徒が自己の学力や学習状況を適切に把握できるよう自己評価等を工夫するとともに、自分で課題や集団を選ぶことができるようにすること。

(5) 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導を実施する際には、次の点に十分配慮すること。

- ア それぞれのねらいを明らかにし、授業で扱う内容と学習指導要領に示す各教科等の目標と内容との関係を明確にした上で指導すること。
- イ それぞれの指導においては、指導方法や指導体制の工夫改善を行うとともに、当該学年までに学習する内容の確実な定着を図り、児童生徒の負担過重とならないようにすること。

- (6) 児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を促進する観点から教科の学習内容に応じ、実践的・体験的な活動の充実を図ったり、学校図書館を積極的に活用したりするなど、少人数指導や同室複数指導の利点を生かした教育活動を工夫すること。
- (7) 新学習システム推進に係る加配教員については、学級担任と同程度の授業時数を担当するものとする。非常勤職員（部活動の指導補助に係る非常勤職員は除く）については、週当たりの勤務時間数の3分の2程度の授業時数を担当するものとし、学年打ち合わせなど教員間の連携が図れるよう留意すること。
- (8) 新学習システム推進に係る加配教員の配置が、特定の教員の「持ち授業時数」等の軽減につながらないよう十分に留意すること。（35人学級編制及び基礎定数を活用して複式学級を解消した場合、外国語活動を加配教員が行う場合を除き、新学習システム推進教員単独での授業はできない。）
- (9) 推進校は、年度当初に「新学習システム推進計画書」を、各年度の終わりに「新学習システム推進報告書」をそれぞれ県教育委員会あて提出すること。
- (10) 年度途中で児童生徒の状況や学校運営上の課題等の変化により、特に、推進内容を変更する必要性が生じた場合は、「新学習システム推進内容変更申請書」を提出し、県教育委員会と協議すること。
- (11) 推進報告書の様式その他必要な事項については、県教育委員会から別途指示する。
- (12) 「学級運営の改善」に係る推進内容及び方法等については、別途定める。



# 提言 1 児童が主体的に学ぶための学習スタイルの確立

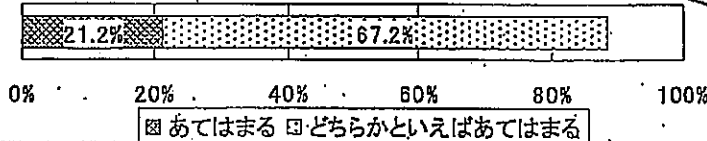
- 児童が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。
  - ・ 授業の冒頭で、児童が「何をやるのか」「何を考えればいいのか」「どんな方法で取り組めばいいのか」が分かるようにする。
  - ・ 授業の最後に、書く活動等を通して自分の思考の足跡を振り返らせ（思考の見える化）、学習したことをまとめさせる。
- 思考力・判断力・表現力を育むために言語活動の充実を図る。
  - ・ 各教科等の目標やねらいを実現するための手立てとして効果的な言語活動を設定する。
  - （例1）国語：説明的な文章を読んで読み取ったことを小冊子にまとめる。
  - （例2）算数：答えの確認だけでなく、なぜこの式に表したのかを話し合う。

## 指導方法の工夫改善

## 成果と課題

平成25年度「兵庫型教科担任制」推進状況調査

中学校：「兵庫型教科担任制」は中学校入学後の学力向上に効果がある。

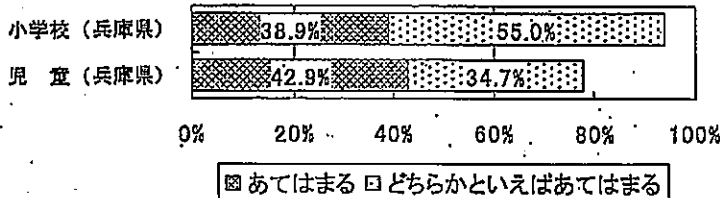


「その教科を専門としている先生だから分かりやすい」（児童）、「担当される先生がその教科に関してよりよい教え方をしてくださると期待できる」（保護者）等、学習内容の理解の深化について肯定的に評価されている。

しかし、学力向上に効果があるとした中学校は、肯定的な回答は約9割と高いが、「あてはまる」の回答は約2割にとどまっている。

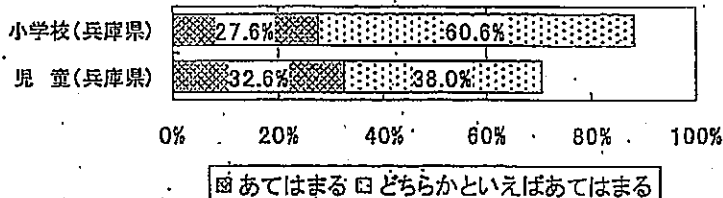
平成25年度 全国学力・学習状況調査

小学校：授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）を児童に示す活動を計画的に取り入れた。  
児童：普段の授業では、はじめに授業の目標（めあて・ねらい）が示されている。



「見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動」を計画的に取り入れている小学校の割合は比較的高いが、この活動を行っている意識している児童の割合は学校より低い。

小学校：授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れた。  
児童：普段の授業では、最後に学習内容を振り返る活動をよく行っている。



## 取組

教員の専門性を生かした学力向上をより一層図るため、学習者である児童が主体的に学ぶための「見通し」「振り返り」学習活動を取り入れ、5・6年生の各教科等の指導において授業改善を図る必要がある。

（参考）「『ことばの力』の育成を図る授業改善の指針」を参照（国語・算数・数学）

「『ことばの力』育成事業 実践研究校のまとめ～『ことばの力』育成の授業を系統的・組織的に推進するために～」

## 提言2 少人数授業の教育効果を高める学習集団の編成

児童の実態や学習のねらい、内容に応じて、効果的な指導形態を工夫する。

- ・少人数学習集団の編成を原則とし、児童の実態に応じて少人数授業の形態（少人数指導、同室複数指導）を工夫する。
- ・少人数指導においては、興味・関心別、課題別、学習方法別、学習内容の習熟の程度等により、教育効果の高い学習集団を編成する。
  - （例1）算数：基礎的・基本的な事項の学習を終えた時点で、児童の希望に配慮した少人数学習集団を編成する。
  - （例2）理科：観察や実験の予想を立てた後で、児童の予想や観察・実験の計画・方法に応じて少人数学習集団を編成する。
- ・同室複数指導においては、役割分担を明確にし、その役割に基づいて個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
  - （例）国語：ペアやグループによる話し合い活動を設定し、同室複数指導により、担当のペアやグループを指導する。

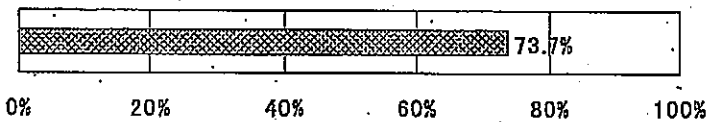
少人数指導のねらいが達成されるよう、指導者間連携や校内体制を確立する。

- ・蓄積してきた指導案を活用するなど、短時間で打合せができる工夫をする。
- ・長期休業中等を利用して、児童に身に付けさせたい資質・能力、態度等を話し合い、目標や評価を共有する。

### 少人数授業の実実

平成24年度「兵庫型教科担任制」推進状況調査

児童：少人数で勉強して、よく分かる授業が増えたと思う。

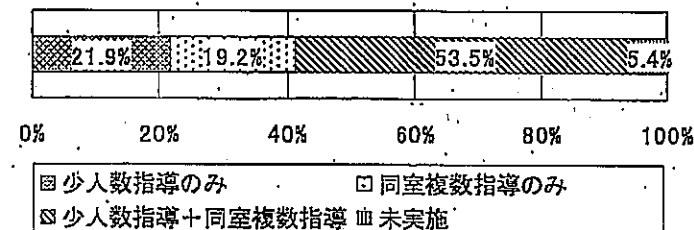


### 成果と課題

「少人数指導で、自分の意見を出す機会が多くなる」「同室複数指導で、じっくりと教えてもらえる」（児童）「小学校での少人数授業でのきめ細かな指導により、基礎学力の定着度が高くなっている」（中学校）等、学習意欲の向上等について肯定的に評価されている。

平成25年度「兵庫型教科担任制」推進状況調査

生徒：小6のときにクラスを分けて勉強したり（少人数指導）、一つの教室で2人以上の先生から勉強を教してもらったり（同室複数指導）したことがある。



少人数学習集団の編成について、年間固定した集団、出席番号や座席等で分けるなど教師が一方的に割り振った集団にならないように留意しなければならない。

### 取組例

学習集団の中の個々の特質を反映するという少人数授業の特色を生かし、少人数授業だからこそ可能になる授業の創造が必要である。

「兵庫型教科担任制」の運用上の工夫（交換教科の選択や時間割編成）等については、こちらを参考にしてください。

- 「兵庫型教科担任制」実践研究のまとめ（平成23年11月） ×義務教育課ホームページ参照
- 「兵庫型教科担任制」リーフレット①（平成23年5月） ×義務教育課ホームページ参照
- 「兵庫型教科担任制」リーフレット②（平成24年1月） ×義務教育課ホームページ参照
- 「兵庫型教科担任制」リーフレット③（平成25年1月） ×義務教育課ホームページ参照
- 「兵庫型教科担任制」実施例データベース（平成23年8月） ×各校に電子媒体で配布
- 「兵庫型教科担任制」時間割例（平成24年1月） ×各校に電子媒体で配布

# 提言3 授業改善に向けた小・中学校合同研修会の実施

□ 9年間の学習内容と系統性を小学校と中学校のいずれもが認識する。

- 学習指導要領の「各学年の目標及び内容の系統表」や教科書を活用して、小・中学校で互いに目標の連続性、一貫性、内容の系統性、指導の継続性を共通理解する。
- 全国学力・学習状況調査の分析結果等から、課題が見られた教科・分野に絞って系統性を一覧表にまとめることから始めるなど、各学校で工夫した取組を進める。

□ 相互授業参観、合同研修会を実施する。

- オープンスクールや研究授業等の機会を活用する。
- 学習意欲を高めるための工夫、学習規律についての指導等、互いの授業システム等を理解する。
- 教科担任制や少人数授業で指導している教科について、小・中学校の教員が合同で効果的な指導方法等を話し合う。
- 小学校からのニーズに応じて、中学校教員の専門性を生かし、指導方法を共有する。  
(例) 理科の実験、外国語活動のクラスルームイングリッシュ、体育のハードル走等
- 学習の約束や生活のさまり、家庭学習について、同じ中学校区内の小学校で共通理解して指導する。

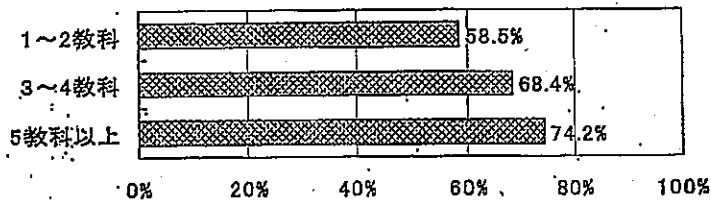
### 小・中学校連携の取組の進捗

### 成果と課題

「兵庫型教科担任制」の実施により学級担任以外の先生と多くの教科で学んだ児童は、中学校進学後の学習や生活に慣れるのに役立ったと思う割合が高い。

平成25年度「兵庫型教科担任制」推進状況調査

生徒：小6のときに学級担任以外の先生に教科の勉強を教えてもらったことが、中学校の学習や生活に慣れるのに役立ったと思う。

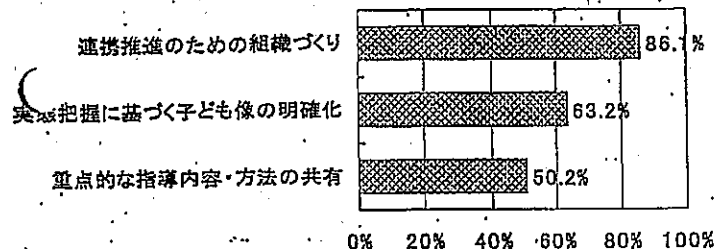


小・中学校連携の取組では、指導内容の系統性を確保したり指導方法の共有を図ったりする取組は、約5割にとどまっている。

### 教員

小・中学校連携について、一日体験入学等の児童生徒の交流や乗り入れ授業等の教員の交流が単発で終わることのないよう、小・中学校合同で指導内容や指導方法について共有し、小・中学校のつながりを意識した授業を日常的に構想することが必要である。

小・中学校連携の取組



生徒がつまずきやすい中1の「比例・反比例」の単元に、小6の復習を取り入れる。

「Hi.friends!」で学習した表現やゲームを中学校の外国語の授業に取り入れる。

(参考)「平成25年度全国学力・学習状況調査の課題を踏まえた学習指導等の改善」(充実のポイント)

### 「兵庫型教科担任制」検証委員会

#### ● 学識経験者

委員長 佐藤 真  
副委員長 小石 寛  
長本 浩  
推進コーディネーター 木村 恭一  
藤原 秀三  
高野 伊三  
芦田 正史  
田村 嘉

- |              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 兵庫教育大学大学院 教授 | 佐藤 真  | 兵庫教育大学 教授    | 佐藤 真  |
| 神戸学院大学 教授    | 小石 寛  | 兵庫教育文化研究所 専任 | 小石 寛  |
| ネットワーク       | 木村 恭一 | 神戸教育事務所 所長   | 藤原 秀三 |
|              | 藤原 秀三 | 神西教育事務所 所長   | 高野 伊三 |
|              | 高野 伊三 | 播磨教育事務所 所長   | 芦田 正史 |
|              | 芦田 正史 | 丹波教育事務所 所長   | 田村 嘉  |
|              | 田村 嘉  |              |       |

#### ● 学校関係者

- |       |      |      |     |     |
|-------|------|------|-----|-----|
| 井谷 幹生 | 生美 浩 | 謙憲 亮 | 初 正 | 陽 吉 |
| 脇 杉本  | 藤 原  | 村 木  | 野 磯 | 高 鍋 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |
| 市立立   | 市立立  | 市立立  | 市立立 | 市立立 |



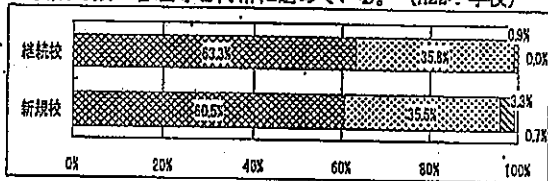
Ⅱ 実践研究の成果と課題

校内体制

〔成果〕

- 「兵庫型教科担任制」の趣旨を生かした学校運営システムの構築
  - ・ 機能的な校内委員会、部会等の運営
  - ・ 授業時数の管理方法の確立
  - ・ 教科担任制の保護者への啓発
- 組織的な学年経営や教育活動の実施
  - ・ 教員間のコミュニケーションの活性化
  - ・ 教員のチーム意識の向上
- 「兵庫型教科担任制」を契機とした小中連携の取組の工夫
  - ・ 小中学校相互の授業研究の実施
  - ・ 合同研修等の実施
  - ・ 行事等を工夫した児童生徒の交流
  - ・ 中学校教員による出前授業の実施

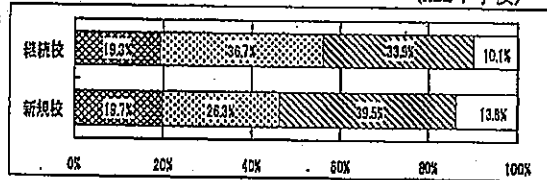
授業時数の管理等を円滑に進めている。(H22:学校)



〔課題〕

- ◇ 「兵庫型教科担任制」を円滑に実施するための具体的な取組
  - ・ 行事や出張等に対応した時間割の調整
  - ・ 学習指導や生活指導に関する打ち合わせの時間の定例化
  - ・ 担当教科を超えた学力向上を観点とした校内研修の推進
- ◇ 「兵庫型教科担任制」の教育効果等を踏まえた小中連携の多様な取組の促進
  - ・ 小学校による「中1ギャップ」等の中学校の状況の理解
  - ・ 中学校による小学校の児童の生活や学習状況等の理解
  - ・ 小中学校双方による指導内容や指導方法等の共有

中学校との連携について、具体的な取組を行っている。(H22:学校)



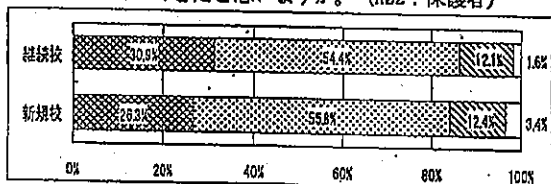
学習指導

〔成果〕

- 教科担任制による指導方法の工夫改善
  - ・ 教材研究の深化や教具の創意工夫
  - ・ 複数の学級での授業実施による授業改善
  - ・ 評価方法等の共通理解
- 少人数授業によるきめ細かな指導の推進
  - ・ つまずきの要因分析や教材の開発
  - ・ 習熟の程度に応じたワークシート等、学習状況の把握を踏まえた指導の工夫

「授業を楽しんでいると思うことが多くなった」(児童:約8割)  
 「教えてもらう先生がかわって、よくわかる授業が増えた」(児童:約8割)  
 (H22)

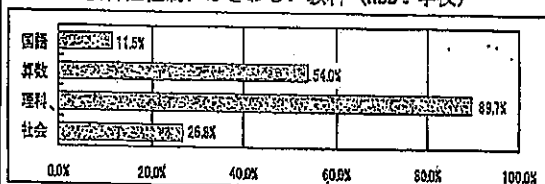
教科によって担当する教員がかわることは、児童にとってよいことだと思いますか。(H22:保護者)



〔課題〕

- ◇ 教科担任制や少人数授業の実施教科の弾力化の工夫
  - ・ 学校の実情に応じた教科選択の在り方
  - ・ 学級数が奇数ある学年等、運用が難しい学校への実施モデルの提示
- ◇ 教科担任制の教育効果を高める取組
  - ・ 学力や学習状況の的確な把握方法
  - ・ 指導計画、教材、教具、児童の成果物等の蓄積と有効活用
- ◇ 多様な少人数学習集団の編成の工夫
  - ・ 学力や学習状況に応じた多様な少人数授業や同室複数指導の工夫
  - ・ 教員の配置形態や指導方法等、学習指導を充実させる指導システムの確立

教科担任制にふさわしい教科 (H22:学校)



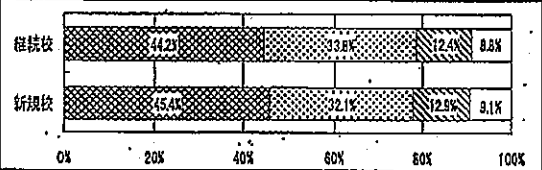
生活指導

〔 成 果 〕

- 学級経営を基本とした学年経営の充実を図る取組の工夫
  - ・開かれた学級づくりの促進による教員の意識変革
  - ・日常の情報交換の活性化や情報共有のための教員間の連携の強化
- 生活指導を充実させるための複数の教員による指導体制や取組の工夫
  - ・児童の問題行動等に対する組織的・協力的な指導の工夫
  - ・教員の多面的な児童理解に基づく児童の「よさ」を伸ばす生活指導の工夫

「児童は学級担任以外の教員と気軽に話ができるようになった」(保護者:約8割)  
 「担任以外の教員からはげましてもらったり、ほめてもらったりすることがふえた」(保護者:約7割) (H22)

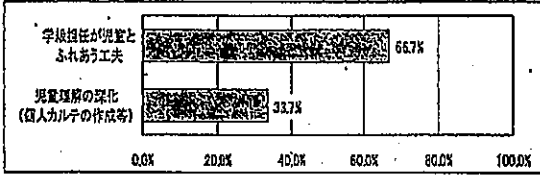
担任の先生以外の先生に気軽に話ができるようになったと思いますか。(H22:児童)



〔 課 題 〕

- ◇ 組織的・協力的な生活指導体制のさらなる工夫
  - ・配慮を要する児童への適切な対応
  - ・突発的、偶発的な事案への対応
  - ・学習・生活規律等の共通ルールの開発・活用
- ◇ 教員の協同性を生かした学級経営の工夫
  - ・学年による道徳や特別活動等の充実
  - ・児童との触れ合いや担任との信頼関係を深める取組の工夫

生活指導に係る具体的な取組について (H22:学校) ※実施している割合



※帯グラフの凡例  
 肯定的 ← [陰影] [斜線] [点線] [白] → 否定的

全体として

— 成 果 —

「兵庫型教科担任制」は、学校(管理職・教員)、児童(保護者)から、学習指導や生活指導において、概ね効果的な指導システムであると評価されている。

- ・「兵庫型教科担任制」の取組を通して、学校運営が工夫されるとともに、小中連携について具体的な取組が工夫されつつある。
- ・教科担任制による教員の指導方法の工夫改善が図られるとともに、少人数授業によるきめ細かな指導が推進されつつある。
- ・学級経営を基本とした学年経営の充実が図られるとともに、生活指導を充実させるための複数の教員による指導体制や取組が工夫されている。

— 課 題 —

「兵庫型教科担任制」の円滑な実施のための制度の確立を図り、教育効果や課題解決の工夫等の普及啓発を行うとともに、小中連携のさらなる促進が必要である。





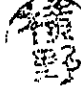
- ・学校の実情に応じた教科選択の弾力化の検討とともに、教員の交換授業や配置形態などを工夫し、より実効性の高い制度として確立することが必要である。
- ・「兵庫型教科担任制」を円滑に実施するための取組や課題解決の方策等について普及啓発を図るとともに、小中連携の多様な取組をさらに促進することが必要である。
- ・教科担任制や少人数授業の教育効果を高める学習指導や、学級経営を基盤とした組織的・協力的な生活指導の充実のためのさらなる取組の工夫が必要である。

4 「兵庫型教科担任制」に関する感想・意見

校内体制	管理職質問紙	教員質問紙	児童質問紙	保護者質問紙
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換や指導法の研究が活発化した。</li> <li>○教員の協同意識が高まり、役割分担しながらが協同的な対応ができるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの教員がかわることで、児童のよさを認め合う場面が多くなった。</li> <li>○学年団の結び付きが強くなった。</li> <li>○個人カナルや連絡ノート等を活用し、連絡を密に図るようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先生の見守りや、子どもを大切に思っている先生がいて、子どもと心を通い合っている先生と触れ合い、子どもを伸ばしてあげたいという思いが、学年全体の状況に反映されている。</li> <li>○担任に見守られていて、安心感や担任と子どもとの深いコミュニケーションに配慮してほしい。</li> <li>○シスデムのメリット、デメリットを考慮して、小学生の発達段階に合ったシステムにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任だけでなく、子どもを見守ってくれる先生がいて、子どもと心を通い合っている先生と触れ合い、子どもを伸ばしてあげたいという思いが、学年全体の状況に反映されている。</li> <li>○担任に見守られていて、安心感や担任と子どもとの深いコミュニケーションに配慮してほしい。</li> <li>○シスデムのメリット、デメリットを考慮して、小学生の発達段階に合ったシステムにしてほしい。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇行事、学級開頭、出張や年休等による時間割の調整が難しい。</li> <li>◇実施教科については、学校の実情に応じて選択できるようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇非常勤の勤務時間によっては、打ち合わせを行う時間がほとんどない。</li> <li>◇国・算・理の交換では、週あたりの時間割が異なり、時間割の調整が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先生の得意とする分野の授業なので分りやすいかかった。</li> <li>○多くの先生と交流でき、思いや考えが分かった。</li> <li>○中学校のようなことを小学校において経験できるからよかった。</li> <li>◇他のクタクタと合わせるため、速度が速くなったり遅くなったりする。</li> <li>◇担任の先生とあまり会えないときがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校での教科担任制にとまどわなくしてすむ。</li> <li>○担任の主観による学級内での評価ではなく、学年全体の状況を踏まえた客観的な評価が得られる。</li> </ul>
学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同一の学習内容で複数回授業することにより、指導方法等が改善され、効果的な授業が進められた。</li> <li>○担当教科の評価方法等の共通理解が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年間の系統性をよまえて、授業のねらいを明確にして指導できた。</li> <li>○ワークシートや実験等の標準備に時間割をかけることができ、児童の学習意欲を高める質の高い授業を行うことができた。</li> <li>◇担当以外の教科の進度、児童の学習状況等が把握しにくい。</li> <li>◇学習規律の共通理解や統一を図る必要がある。</li> <li>◇家庭学習の量の調整が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それ以外のペースに添って勉強を教えることもできなかった。</li> <li>○緊張せずに質問できた。先生からも細かくアドバイスがもらえた。</li> <li>○話し合いがしやすいし、いつもよりも発表ができた。</li> <li>○少しいい意見が出ず、たくさん意見が聞けない。</li> <li>○同じグループと進み方が違う。</li> <li>○もう一人の先生に質問しているうちに、授業が進んでしまう。</li> <li>○自分に合う先生が見つかり、気軽に話ができるようになった。</li> <li>○いろいろな先生に相談できるので、気持ちよく授業になった。</li> <li>○校内で出会うと、声を掛けられたり励ましてもらえた。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加型の学習になり、発表する頻度が増える。</li> <li>○子ども自身も自分の分らないところを把握したり、それを質問したりしやすい環境である。</li> <li>○単元の学習内容や子どもたちの状況等に添って、効果的な学習集団の編成を工夫してほしい。</li> <li>○主担当の先生と副担当の先生との連携を生かした指導方法を工夫してほしい。</li> </ul>
習	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇学級規模により担当教科の指導時数が増える。当該教員の負担が増す場合がある。</li> <li>◇若い教員や臨時講師の授業力の育成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークシートの内容を工夫するなど、児童の学習状況に合わせた教材づくりを行うことができる。</li> <li>○児童の学習意欲や集中力を高めることができた。</li> <li>◇教材、評価方法等についての事前の打ち合わせが必要であり、その時間の確保が難しい。</li> <li>◇児童の学習状況について情報交換する時間の確保や手立てに工夫を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それ以外のペースに添って勉強を教えることもできなかった。</li> <li>○緊張せずに質問できた。先生からも細かくアドバイスがもらえた。</li> <li>○話し合いがしやすいし、いつもよりも発表ができた。</li> <li>○少しいい意見が出ず、たくさん意見が聞けない。</li> <li>○同じグループと進み方が違う。</li> <li>○もう一人の先生に質問しているうちに、授業が進んでしまう。</li> <li>○自分に合う先生が見つかり、気軽に話ができるようになった。</li> <li>○いろいろな先生に相談できるので、気持ちよく授業になった。</li> <li>○校内で出会うと、声を掛けられたり励ましてもらえた。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加型の学習になり、発表する頻度が増える。</li> <li>○子ども自身も自分の分らないところを把握したり、それを質問したりしやすい環境である。</li> <li>○単元の学習内容や子どもたちの状況等に添って、効果的な学習集団の編成を工夫してほしい。</li> <li>○主担当の先生と副担当の先生との連携を生かした指導方法を工夫してほしい。</li> </ul>
指	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単元により学級分割や同室複数指導を行い、きめ細かな指導を計画的に行うことができる。</li> <li>○つまづきを早期発見し、個別に対応することとでき、基礎的・基本的な知識・技能の習得に効果も上げられた。</li> <li>◇学級・学年分割の場合、指導が必要である。</li> <li>◇学力差への対応として、児童の個別指導や補充指導が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活指導上の問題に協力して対応できるようなになった。</li> <li>○どの学級にも、担任外の教員がかかわりやすくなり、児童の安心感につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それ以外のペースに添って勉強を教えることもできなかった。</li> <li>○緊張せずに質問できた。先生からも細かくアドバイスがもらえた。</li> <li>○話し合いがしやすいし、いつもよりも発表ができた。</li> <li>○少しいい意見が出ず、たくさん意見が聞けない。</li> <li>○同じグループと進み方が違う。</li> <li>○もう一人の先生に質問しているうちに、授業が進んでしまう。</li> <li>○自分に合う先生が見つかり、気軽に話ができるようになった。</li> <li>○いろいろな先生に相談できるので、気持ちよく授業になった。</li> <li>○校内で出会うと、声を掛けられたり励ましてもらえた。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加型の学習になり、発表する頻度が増える。</li> <li>○子ども自身も自分の分らないところを把握したり、それを質問したりしやすい環境である。</li> <li>○単元の学習内容や子どもたちの状況等に添って、効果的な学習集団の編成を工夫してほしい。</li> <li>○主担当の先生と副担当の先生との連携を生かした指導方法を工夫してほしい。</li> </ul>
導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員のチーム意識が高まり、生活指導上の問題を共有でき、共通理解に基づく指導を行うことができた。</li> <li>○児童の変化に気づきやすくなり、問題の未然防止・早期対応ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇突発的、偶発的な事案が生じた時の対応の工夫が必要である。</li> <li>◇担任が自学級の児童を深く見てやれないうと、ききがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それ以外のペースに添って勉強を教えることもできなかった。</li> <li>○緊張せずに質問できた。先生からも細かくアドバイスがもらえた。</li> <li>○話し合いがしやすいし、いつもよりも発表ができた。</li> <li>○少しいい意見が出ず、たくさん意見が聞けない。</li> <li>○同じグループと進み方が違う。</li> <li>○もう一人の先生に質問しているうちに、授業が進んでしまう。</li> <li>○自分に合う先生が見つかり、気軽に話ができるようになった。</li> <li>○いろいろな先生に相談できるので、気持ちよく授業になった。</li> <li>○校内で出会うと、声を掛けられたり励ましてもらえた。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> <li>○先生により許されたらいいなと思った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加型の学習になり、発表する頻度が増える。</li> <li>○子ども自身も自分の分らないところを把握したり、それを質問したりしやすい環境である。</li> <li>○単元の学習内容や子どもたちの状況等に添って、効果的な学習集団の編成を工夫してほしい。</li> <li>○主担当の先生と副担当の先生との連携を生かした指導方法を工夫してほしい。</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇配慮を要する児童への対応や家庭との連携における具体的な手立ての工夫が必要である。</li> <li>◇担任が気が気にならない児童へ、担任指導に当たる時間が少なくなる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先生の見守りや、子どもを大切に思っている先生がいて、子どもと心を通い合っている先生と触れ合い、子どもを伸ばしてあげたいという思いが、学年全体の状況に反映されている。</li> <li>○担任に見守られていて、安心感や担任と子どもとの深いコミュニケーションに配慮してほしい。</li> <li>○シスデムのメリット、デメリットを考慮して、小学生の発達段階に合ったシステムにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先生の得意とする分野の授業なので分りやすいかかった。</li> <li>○多くの先生と交流でき、思いや考えが分かった。</li> <li>○中学校のようなことを小学校において経験できるからよかった。</li> <li>◇他のクタクタと合わせるため、速度が速くなったり遅くなったりする。</li> <li>◇担任の先生とあまり会えないときがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校での教科担任制にとまどわなくしてすむ。</li> <li>○担任の主観による学級内での評価ではなく、学年全体の状況を踏まえた客観的な評価が得られる。</li> </ul>

27(わが) 13(わが) 27(わが) 13(わが) 27(わが) 13(わが)

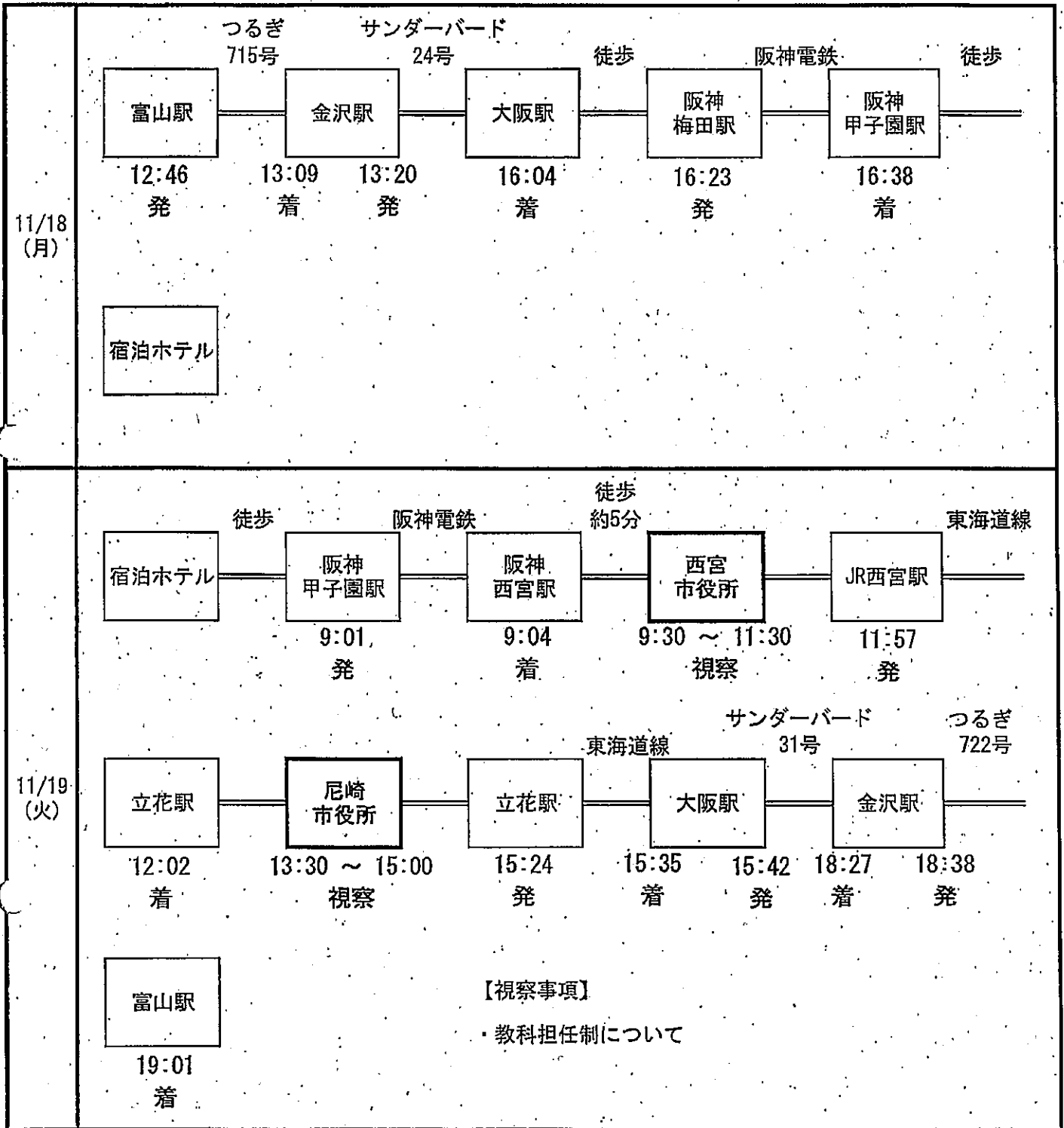
19 19 19 19 19 19

<b>視察・調査活動 実施計画書</b> 政務活動費《事前》審査書				整理番号	1913002	1	1	枚目		
				会派名	自由民主党					
				議員名	横野 昭					
■	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				R1.10.29					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費				R1.10.30					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費				久保大憲 1901003 松井邦人 1902006 横野 昭 1913002					
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input type="checkbox"/>	事務費									

項目	内容		留意点	
1	実施者	久保大憲、松井邦人、横野昭 (以上3名)		
2	実施日程	令和元年11月18日(月)～19日(火)		
3	行程	富山駅=金沢駅=大阪駅=阪急梅田駅=甲子園駅=ホテル ホテル=甲子園駅=西宮駅=西宮市役所(9:30～11:30)=西宮駅=立花駅= 尼崎市役所(13:30～15:00)=立花駅=大阪駅=金沢駅=富山駅	政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	西宮市役所	
		視察・調査先 面談予定者	西宮市役所(西宮市六湛寺町10-3 0798-35-3151) 担当 未定	
	視察 2	視察・調査先	尼崎市役所	
		視察・調査先 面談予定者	尼崎市役所(尼崎市東七松町1-23-1 06-6375-5639) 担当 未定	
視察・調査の目的・内容		【内容】小学校の教科担任制について先進事例を学ぶ 【目的】富山市の小学校に教科担任制導入を提案する上で、先行事例を学び反映させていく	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等 具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
5	実施経費及び 政務活動費の支出 予定額 (振込手数料を含まず)	交通費	19,160円(富山駅=金沢駅=大阪駅=梅田駅=甲子園駅、甲子園駅=西宮駅、西宮駅=立花駅、立花駅=大阪駅=金沢駅=富山駅)	対象費用及び単価見積が適切か政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×1日	
		宿泊費	10,800円	
		その他		
		合計額	32,960円	
支出額	32,960円			
6	取引規定	抵触していない		取引制限の確認

富山市議会 自由民主党 視察日程表

日程：令和元年11月18日（月）～19日（火）





御 旅 程 表

JAなのはな旅行センター

富山市五福1143-1 アリス1F  
TEL 076-439-3336  
FAX 076-431-1180

令和元年10月9日

担当 XXXXXXXXXX

富山市議会 自由民主党			様	旅行先			西宮 尼崎 視察研修			
旅行日		令和元年11月18日		人数	大人		小人	計	1泊 2日	車船中泊
		令和元年11月19日			男	女				旅館 1泊
			3					3		
日程	月日	曜日	行程表							
1	11月18日	月	12:46 富山駅 <del>つるぎ715号</del> 金沢駅 <del>サンダーバード24号</del> 大阪駅 16:04 13:09 13:20 16:23 阪神梅田駅 <del>阪神電鉄</del> 甲子園駅(西口) <del>徒歩2分</del> 16:38 TEL 0798-48-1111 *ホテルヒューイット甲子園(1泊朝食 シングル禁煙)							
2	11月19日	火	徒歩2分 9:01 9:04 徒歩5分 ホテル <del>阪神甲子園駅</del> <del>阪神電鉄</del> 阪神西宮駅 <del>立花駅</del> 9:30~11:30 11:57 12:02 西宮市役所(視察) <del>タクシー5分</del> JR西宮駅 <del>東海道線</del> 立花駅 <del>タクシー5分</del> 尼崎市役所(視察) <del>タクシー5分</del> 立花駅 15:24 15:35 15:42 18:27 18:38 立花駅 <del>東海道線</del> 大阪駅 <del>サンダーバード31号</del> 金沢駅 19:01 つるぎ722号 <del>富山駅</del>							

概算費用御見積り				(責任人数 3名)		
J	R	富山駅~大阪駅	9,290	宿泊料金	1泊朝食サ税込	10,800
J	R	西宮駅~立花駅	160	食事代		
J	R	立花駅~富山駅	9,290	宴会費		
阪神電鉄		梅田駅~甲子園駅	270			
阪神電鉄		甲子園駅~西宮駅	150			
航空券			/	旅行傷害保険代		
"				寸志・その他		
航空券				添乗経費		
"				乗務員宿泊		
入場入拝料				お一人費用計		29,960

コースの見方  
 バス 田  
 車 =  
 JR 田  
 私鉄 ++  
 飛行機 十  
 フェリー 山  
 タクシー 点  
 徒歩 火

<b>視察・調査活動 実績報告書</b>				整理番号	1913003	2	1 枚目			
				会派名	自由民主党					
				議員名	横野 昭					
<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>										
<input checked="" type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				R1.11.22	(印)	(印)	(印)	●	(印)
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費				R1.11.26					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R1.11.27	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	(印)	(印)	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費	1	1	11	27	R1.11.27				

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	江西照康 1909002、柞山数男 1921002、横野昭 1913003 押田大祐 1908009、久保大憲 1901004

項目	内容		留意点
1	実施者	江西照康 柞山数男 横野昭 押田大祐 久保大憲	
2	実施日程	令和元年 11 月 12 日 (火) ~14 日 (木)	
3	行程	別紙のどおり	
4	視察 1	<p>視察・調査先 高知市役所</p> <p>市議会議事調査課長 山崎敬造 農林水産課課長 島崎春次 都市計画課長 福留正充</p> <p>【目的】 富山市の生産緑地制度導入の可能性について、直近で導入した高知市の状況を調べる。</p> <p>【内容】 都市農業振興基本法制定され、市街化区域内の農地の在り方について、国の方針が大きく打ち出された。 台風や集中豪雨など、洪水・氾濫の被害が相次ぎ、農地の役割は防災の面からも重要性が増している。 国は地方都市においても生産緑地を推進する方針を打ち出し、高知市はその政策を打ち出した背景やその影響についてヒアリングを行う。</p>	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
	視察 2	<p>視察・調査先 農林水産省</p> <p>経営体育成基盤整備推進室 課長補佐 野々村圭造 土地改良企画課 課長補佐 和山輝徳農地資源課 保全技術係長 野村俊介 地域整備課課長補佐 空 周一 水産庁 漁港漁場整備部 計画課課長補佐 高原裕一 防災漁村課 課長補佐 嶋野弘毅 課長補佐 駒崎聖生</p> <p>【目的】 農林水産業における諸課題について、所管する取り組みについて調査する。</p> <p>【内容】 圃場整備費用の賦課金負担について 農道の管理について 用排水への一般排水に対する賦課金について 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策について</p>	
	視察・調査先	農林水産省	
	視察・調査先 面談予定者	経営体育成基盤整備推進室 課長補佐 野々村圭造 土地改良企画課 課長補佐 和山輝徳農地資源課 保全技術係長 野村俊介 地域整備課課長補佐 空 周一 水産庁 漁港漁場整備部 計画課課長補佐 高原裕一 防災漁村課 課長補佐 嶋野弘毅 課長補佐 駒崎聖生	

項目	内容	留意点
<p>視察・調査活動の内容</p>	<p>【高知市】島崎課長、福留課長から説明を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地関連のアンケート調査を受け、説明を受ける。</li> <li>・固定資産税の減収と国における交付税措置について確認する。</li> <li>・生産緑地地区内での特別な交付金はない。</li> <li>・生産緑地の導入による影響について、今後検討したい。</li> </ul> <p>【農林水産省】各課の課長補佐より説明を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の圃場整備費用の賦課金負担について説明を受ける。 農家の負担軽減を主として説明</li> <li>・農道の管理について説明を受ける。</li> <li>・用排水への家庭排水に対する賦課金について、裁判例の説明を受ける。</li> <li>・防災・減災，国土強靱化関連の説明を受ける。</li> </ul>	<p>目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等</p>
<p>5 市政への影響、反映、成果等</p>	<p>【高知市関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市においても、生産緑地に関するアンケートに取り組むことも検討すべきと思います。(高知のアンケートを参考に)</li> <li>・高知市の取り組みによる検証も必要であり、経過を見ることも参考になると思います。</li> <li>・固定資産税の減額だけではなく、農地の活用状況との比較も検討すべきと思う。</li> <li>・高知市の取り組みについて、市全域に約160名の土木委員が地域の主要農道・水路の管理計画を立て市に提出し、修繕等の補助制度がある。 この方法について、農業委員とは違う地域境界や水路問題を自治振興会から推薦され、活躍している。富山市でも管理が不明な水路等があり、この制度について検討すべきと思います。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地圃場整備事業について農家負担を少なくするための、担い手への農地集積・集約化などの推進を推し進めている現状と農地中間管理機構との連携をもう少し、推し進めることも必要と思います。</li> <li>・農地耕作改善事業について、圃場整備事業から30年以上経過している、組織に対して、客土補充などの事業を検討すべきと思います。</li> <li>・農道の老朽化対策については、防災減災の立場から、負担割合を協議しながら検討すべきと思います。</li> <li>・裁判例については、水路管理者がいない場合であり、すべてに当てはまるものではないと説明を受け、従来の方法でよいと伺い安心しました。 裁判例について、地域の方にも説明したいと思います。</li> <li>・防災に関する漁港の問題について、修繕計画の方針と新たな利活用については、市当局と協議を行い検討して、国に対して要望することと指導を受け、今後の市の取り組みについて要望も含め検討したい。</li> </ul>	<p>政務活動のみの内容か。政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。</p> <p>政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2 支出不可)</p>
<p>その他及び政務活動以外で取り扱った内容</p>		

項目		内容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費	支出金額	80,610 円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先	横野議員【立替支払先】株式会社トマト旅行			
		支出内容及び積算根拠	航空券代金 36,580 円 29,790 円 計 66,370 円 航空連絡バス 1,480 円 JR 代金 12,760 円 別紙請求書のとおり			
	宿泊費	支出金額	20,230 円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座 (立替)	
		支出先	横野議員【立替支払先】株式会社トマト旅行			
		支出内容及び積算根拠	宿泊費 8,730 円 高知 1泊朝食付 ✓ 11,500 円 東京 1泊朝食なし 別紙請求書のとおり			
	日 当	支出金額	6,000 円	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座 (立替)	
		支出先	横野議員			
		支出内容及び積算根拠	11月13日、11月14日 2日分 3,000 円 × 2 = 6,000 円			
		支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
取引規定	抵触していない。					
経費総額	106,840 円	按分率 (充当率)	100%・50%			
按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出(充当)額	106,840 円					



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。  
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 書

2019年11月15日

富山市議会 自由民主党 横野 昭 様

¥ 100,840 ※

上記金額正に領収致しました。  
但し、航空券・JR券・宿泊費等 11月12~14日



TOMATO

株式会社 トマト旅行  
〒939-8261 富山市萩原250-1  
TEL (076) 428-5110  
FAX (076) 428-5102

取扱者印



# 振替証明書

会派名 自由民主党


金額	106,840	円
----	---------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和元年11月 27日

経理責任者 松井 邦人



氏名	横野 昭	受領印	
----	------	-----	---



№1913003

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 **-*-*-**	繰越			*20,646,080
2 01-11-21*		*3,072	普通預金 伊田議員	*20,643,008
3 01-11-22*		*32,960	普通預金 松井議員	*20,610,048
4 01-11-22*		*32,960	普通預金 横野議員	*20,577,088
5 01-11-25*		*320,000	給料	*20,257,088
6 01-11-26		*3,093	ソフトバンクイ(セテ)イ	*20,253,995
7 01-11-26*		*106,840	普通預金 柘山議員	*20,147,155
8 01-11-26*		*72,710	普通預金 成田議員	*20,074,445
9 01-11-26*		*106,840	普通預金 江面議員	*19,967,605
10 01-11-26*		*106,840	普通預金 ス保護議員	*19,860,765
11 01-11-26*		*32,960	普通預金 ス保護議員	*19,827,805
12 01-11-26	振込資金	*7,933	明文堂	*19,819,872
13 01-11-27	新聞代金	*7,400	読売・日経新聞	*19,812,472
14 01-11-27		*12,100	ダイイチ別	*19,800,372
15 01-11-27*		*106,840	普通預金 横野議員	*19,693,532
16 01-11-27	振込資金	*56,420	文伸堂	*19,637,112
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 振込の口座にお振込みのあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 手数料をお預け入りのときは、お支払い金額別に次のとおり表示します。  
 タクシー  
 トリタチ

お支払いになる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不払日に過ぎればなりません。

普通預金通帳

店番号、口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行



高知市議会事務局

参事(兼)議事調査課長

山崎 敬造  
KEIZO YAMASAKI



〒780-8571  
高知市本町5丁目1番45号  
TEL(088)823-9400 FAX(088)823-9350  
E-mail:kc-260100@city.kochi.lg.jp

高知市農林水産部  
農林水産課

課長 島崎 春次  
SHIMASAKI HARUTSUGU



〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号  
TEL088-823-9458  
FAX088-823-9459  
E-mail:kc-270200@city.kochi.lg.jp

よき乙の祭り (8月8日~12日)

高知市都市建設部都市計画課

課長 福留正充



〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号  
TEL(088)823-9465 FAX(088)823-9454  
E-mail:kc-170200@city.kochi.lg.jp

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課  
経営体育成基盤整備推進室

課長補佐

野々村 圭造

〒100-8950  
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
電話 03-3502-6277  
FAX 03-3592-0302  
E-mail : keizo\_nonomura290@maff.go.jp

課長補佐

和山輝徳

農林水産省 農村振興局  
整備部 土地改良企画課  
団体指導・利用調整班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
電話 03(3502)8111(内線5475)  
直通 03(3502)2600  
E-mail : teruhori\_wayama980@maff.go.jp

高のよう 地帯の力の!



農林水産省 農村振興局 整備部  
農地資源課 多面的機能支弘推進室

保全技術係長

野村 俊介



〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 : 03(3502)8111 内線 : 5618  
直通 : 03(6744)2447  
FAX : 03(3592)0302  
E-mail : shunsuke\_nomura720@maff.go.jp

農林水産省

農村振興局 整備部  
地域整備課 課長補佐 (農村整備企画班)

空 周一



〒100-8950  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL : 03 (3502) 8111  
直通 : 03 (6744) 2200  
FAX : 03 (3501) 8358  
E-mail : shuichi\_sora000@maff.go.jp



水産庁 漁港漁場整備部 計画課

課長補佐  
(事業班担当)

高原 裕一

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 03-3502-8111 (内線6842)  
直通 03-3502-8491 FAX 03-3581-0326  
E-mail yuichi\_takahara640@maff.go.jp

水産庁 漁港漁場整備部  
防災漁村課

課長補佐  
(海岸班担当)

鳩野 弘毅



〒100-8907 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
tel. 03-3502-8111(代表) 内線 6909  
03-3502-5304  
fax 03-3581-0325  
e-mail koki\_harano310@maff.go.jp

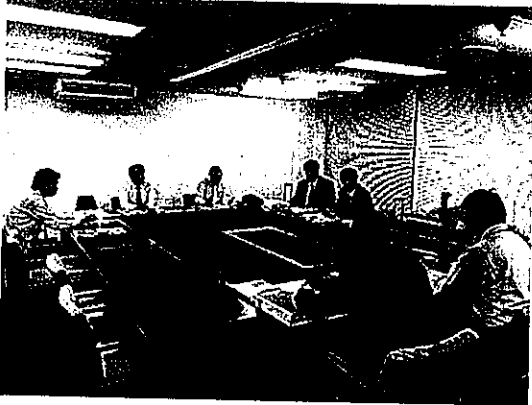
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課

課長補佐  
(環境整備班担当)

剣崎 聖生

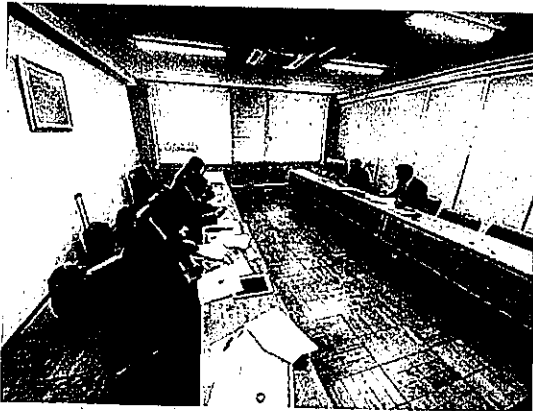
〒100-8907  
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
電話 03(3502)8111(内線6905)  
直通 03(六七四四)二三九二  
FAX 03(三五八一)〇三二五  
E-mail : masao\_kenzaki890@maff.go.jp

高知市役所 11/13



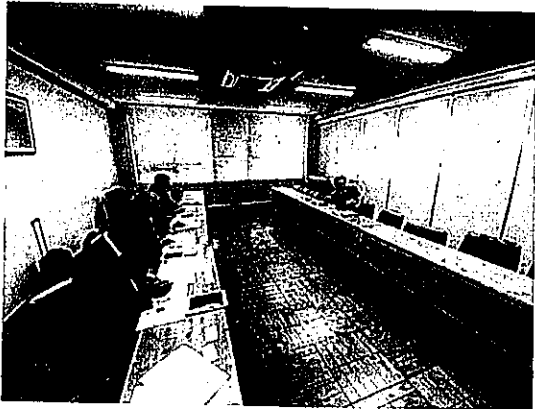
高知市役所視察写真

農林水産省 11/14



圃場整備費用の賦課金負担について

農道の管理について



用排水路への一般排水に対する  
賦課金について

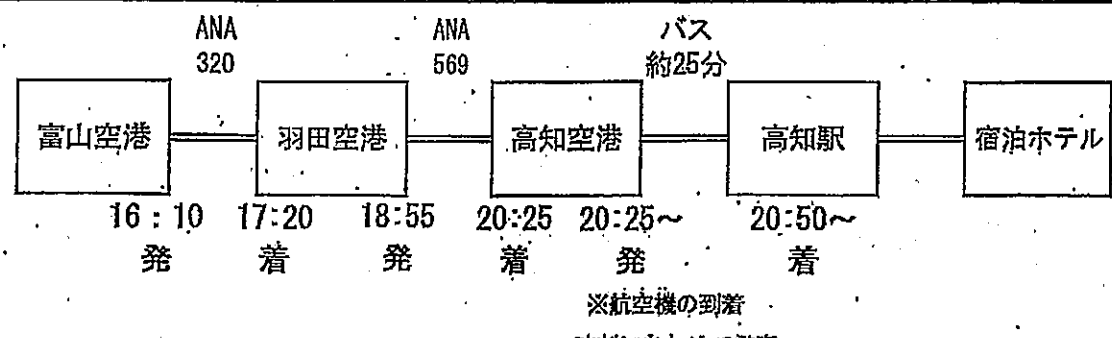
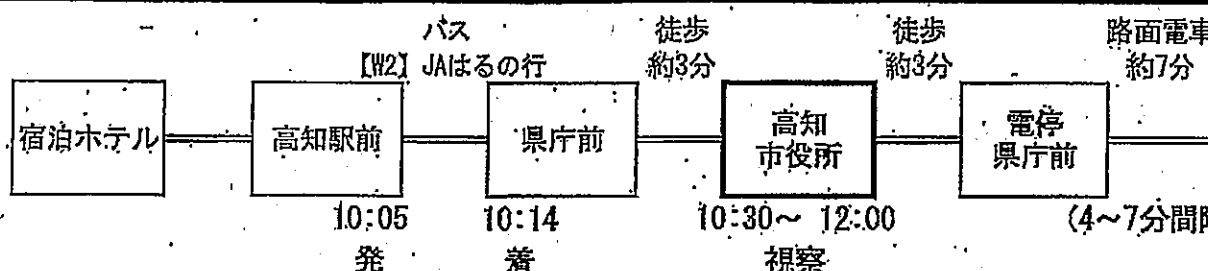
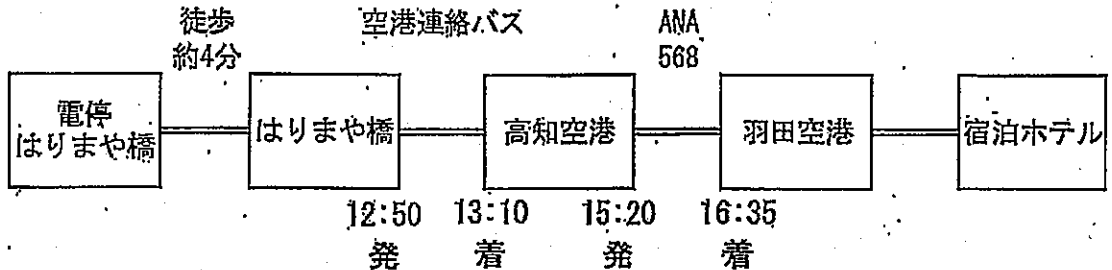
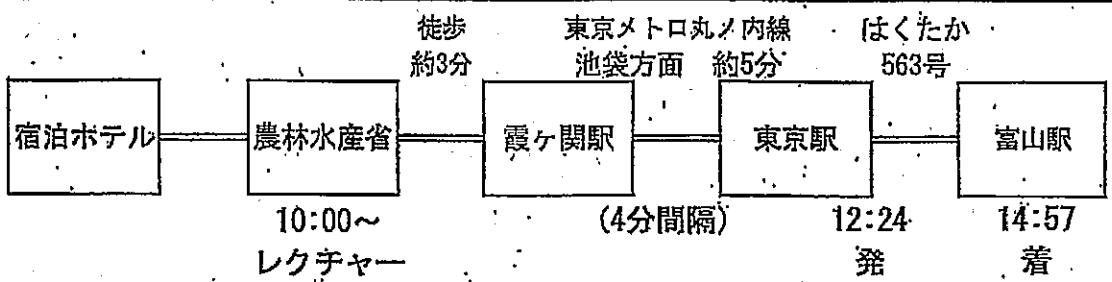
防災・減殺、国土強靱化のための  
3か年緊急対策について

# 富山市議会 自由民主党 視察日程表

№1913003

日程：令和元年11月12日(火) ~ 14日(木)

RI. 10.29時点

<p>11/12 (火)</p>	 <p>富山空港 16:10 発</p> <p>ANA 320</p> <p>羽田空港 17:20 着</p> <p>ANA 569</p> <p>高知空港 18:55 発</p> <p>バス 約25分</p> <p>高知駅 20:25~ 発</p> <p>20:50~ 着</p> <p>宿泊ホテル</p> <p>※航空機の到着時刻にあわせて発車</p>
<p>11/13 (水)</p>	 <p>宿泊ホテル</p> <p>高知駅前 10:05 発</p> <p>バス [W2] JAはるの行</p> <p>県庁前 10:14 着</p> <p>徒歩 約3分</p> <p>高知市役所 10:30~ 12:00 視察</p> <p>徒歩 約3分</p> <p>電停 県庁前 (4~7分間隔)</p> <p>路面電車 約7分</p>  <p>電停 はりまや橋</p> <p>徒歩 約4分</p> <p>はりまや橋 12:50 発</p> <p>空港連絡バス</p> <p>高知空港 13:10 着</p> <p>ANA 568</p> <p>羽田空港 15:20 発</p> <p>16:35 着</p> <p>宿泊ホテル</p> <p>【視察事項】 生産緑地制について</p>
<p>11/14 (木)</p>	 <p>宿泊ホテル</p> <p>農林水産省 10:00~ レクチャー</p> <p>徒歩 約3分</p> <p>霞ヶ関駅 (4分間隔)</p> <p>東京メトロ丸ノ内線 池袋方面 約5分</p> <p>東京駅 12:24 発</p> <p>はくたか 563号</p> <p>富山駅 14:57 着</p> <p>※会場が参議院議員会館の場合、「国会議事堂前駅」へ徒歩約5分、東京メトロ丸ノ内線に乗車、約7分で東京駅着</p>

# 生産緑地地区の手引き



高知市

## 1 生産緑地制度とは

農地等は、農作物を生産する場としてだけではなく、保水機能や緑地としての機能、災害時の空地としての機能等、さまざまな機能を有しています。

生産緑地制度は、市街化区域の農地等における緑地機能を積極的に評価し、都市環境づくり等に役立つ農地等を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度です。

生産緑地地区は、都市計画決定の手続きを経て決定されるものですが、その前提は土地所有者の同意を基に行われます。

そのため、土地所有者からの申出に基づき、指定要件等と照合して適当と判断される場合に限り、生産緑地地区に指定することができます。

## 2 生産緑地地区に指定されると

①標識の設置その他の適切な方法により明示されます。

②30年間農地等として営農することが義務付けられ、農地以外の利用ができません。

ただし、次に掲げる施設で生活環境の悪化をもたらす恐れのないものについては、市長の許可を受けた後、建築を行うことができます。

- 農作物の生産出荷施設
- 農業生産資材の貯蔵保管施設
- 農産物の処理貯蔵のための共同利用施設
- 農業従事者の休憩施設
- 農産物の直売所、加工所
- 農家レストラン 等

③営農活動を継続して行うために、市長に対して、生産緑地を農地等として管理するために必要な助言、土地の交換斡旋等の援助を求めることができます。

④次に掲げる場合において、市長への生産緑地の買取申出ができます。

- 指定から30年経過した場合
  - 主たる従事者の死亡、又は農作業等が不可能となる故障した場合
- ただし、買取りの約束をするものではありません。

⑤固定資産税の軽減等、税制面での優遇措置が受けられます。

固定資産税の課税については、宅地並評価（農地に準じた課税）から農地評価（農地課税）に軽減されます。

⑥農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予の営農継続要件が、20年から終身に変更されます。

③ 生産緑地地区の指定要件

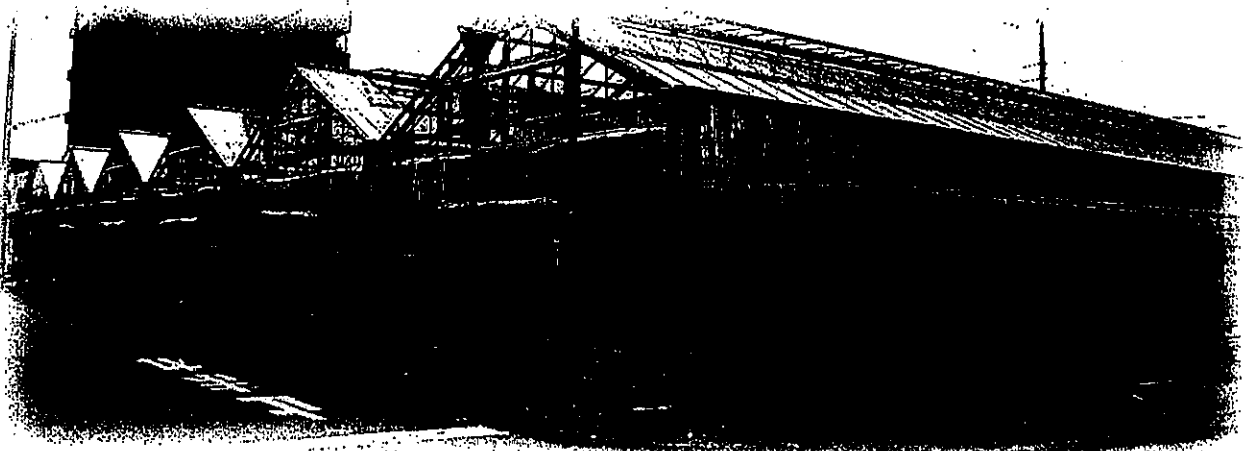
生産緑地地区として、指定されるには次の①～⑨の全てに合致する必要があります。

わ  
ろ  
な  
い

- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ②一団の農地等の面積が、500m<sup>2</sup>以上の規模であること。※補足1
- ③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。
- ④地区内における農地等利害関係人※1の同意を得ること。
- ⑤一団の農地等が、建築基準法第42条第1項第1号から5号に規定する道路（同条第2項の規定によるみなし道路も含む）に接し、かつ、2m以上の間口を確保していること。※補足2
- ⑥個々の農地等の面積が、100m<sup>2</sup>以上の規模であること。
- ⑦主たる従事者が60歳未満、又は60歳以上である場合は60歳未満の後継者を指名していること。
- ⑧主たる従事者及び農地法第2条第2項に規定する世帯員等の経営農地面積の合計が4,000m<sup>2</sup>以上であること。
- ⑨災害時の避難場所等としての使用に協力すること。

※1 農地等利害関係人とは

当該農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは借地権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押え登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいいます。



10/10 ~ 11:40

№1913003 高4

△区域  
中山内  
・里山  
・水田  
・沿青  
・吊鉤他等

回答資料

市街化区域内の農地面積、生産緑地設定の手法や、農家の反応（生産緑地に関する問い合わせ件数・申請件数および面積）等

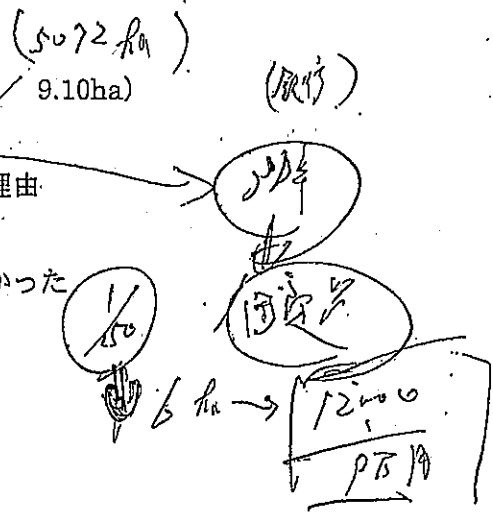
⇒市街化区域内農地面積 326.96ha

事前審査 25件/10.26ha (指定要件に適合 24件/9.10ha)

本申請 19件/6.03ha

指定可能な農地であるにも関わらず、本申請しなかった理由

- ・土地利用を再考した結果、本年度の申請を見送った
- ・農地等利害関係人である抵当権者の同意が得られなかった



生産緑地と立地適正化計画の調整

⇒調整していない

固定資産税の減収と国との交付税措置の手応え

⇒減収に伴い、減額分に相当する税収の75%については交付税措置があるとのことであるが、本年度よりの導入のため確認出来ていない。

生産緑地地区の多面的機能支払い交付金の活用もしくは農地維持のための同様の補助制度の有無について

⇒地区内での交付金の活用は無い。

②市全域に約160名の土木委員を設置しており、その土木委員が地域の主要な農道・水路の管理計画を立てて市に提出し、これに基づき市単独で水路の泥上げや農道等の補修等にかかる補助制度はある。

1/3 市  
1/3 農  
1/3 個

②省  
③防犯



関連事項

市街化区域内の法定外公共物の管理（特に農業用排水路・農道管理）の課題

⇒市街化区域内の法定外公共物の通常の維持管理については、用排水路の管理は河川水路課、市道・農道の管理については道路整備課が行っている。

富山市では市街化区域内の開発が進み、農業用排水路や農道を管理していた生産組合の組合員の減少や高齢化により従前の管理が行き届かなくなっている。

⇒土木委員からの計画に基づき、地域の主要な水路、農道等の管理が出来なくなった場合については、市の直営により管理を行なっている。

※市からの業者委託又は、直営により管理。

農業用水路の一部はすでに農業用としての用途がなくなり、雨水排水の機能のみ残っている水路について、今後は誰が維持管理していくべきか課題が表面化してきている。

同様の問題について、どのような方針、取組で対応しているのか教えて頂きたい。

⇒地元として管理が必要な水路・農道等については、市の直営により管理を行なっている。

地域として必要でなく用水としての機能が果たせていない排水機能のみの用途となっている水路については全体像を把握できていない。

生産緑地の導入による影響について

生産緑地を導入することで、市街化区域内では農地を農業従事者だけでなく、広く地域住民と関りをもって維持していくことも可能になると考えるが、農業者だけでなく、市民参画などの取組があれば教えて頂きたい。

また、上記にある課題について何か影響があるようであれば教えて頂きたい。

⇒導入初年度であり十分な周知活動が出来ていない。

今後、地域での話し合い等で市民参画などの取組みについて検討していきたい。

## 富山市議会議員 農水関係研修会

### 【時間】

- ① 9:30 ~9:55 圃場整備費用の賦課金負担について
- ② 9:55 ~10:20 農道の管理について
- ③ 10:20~10:40 用排水への一般排水に対する賦課金について
- ④ 10:40~11:00 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急  
対策について

### 【場所】

林野庁 AB 会議室 (北 801、北 802)

補助事業(平成31年度当初予算)

農業農村整備事業

番号	実施 都道府県名・市町村名	事業名	地区名	全体事業費 (百万円)	費用対効果 (B/C)等	事業費 (百万円)	継続地区について直近の 公表から変更がある場合 の変更理由及びその内容
1	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	平覆	1,072	1.07	35	
2	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	長沢	513	-	20	
3	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	水橋常願寺	480	-	10	
4	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	小長沢	1,262	1.23	50	
5	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	上条中部	1,500	1.30	100	
6	富山県 富山市	農業競争力強化農地整備事業	浜黒崎	1,548	1.27	100	事業者手
7	富山県 富山市	農地中間管理機構関連農地整備 事業	水橋石政	1,114	1.36	120	
8	富山県 富山市	農地中間管理機構関連農地整備 事業	水橋三細北	1,741	1.32	110	

(注1)「全体事業費」及び「事業費」は、単位未満を四捨五入している。

(注2)「費用対効果(B/C)等」は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令に基づき費用対効果(B/C)分析等を実施した総事業費10億円以上の地区について記載している。

1913003-2

農地整備事業（通作条件整備）（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施。

<特徴>

- 都道府県が作成する通作条件整備計画※に基づいた農道の新設又は改良
- 点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備等の保全対策

※ 通作条件整備計画とは、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた計画をいう。

主な事業メニュー

区分	内容	要件
1. 基幹農道整備	① 一般型 農道網の基幹となる農道の新設・改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>通作条件整備計画の策定</li> <li>受益面積 50ha以上 (注1)</li> <li>車道幅員 4.0m以上 (注2)</li> <li>総事業費 1億円以上</li> </ul>
	② 保全対策型 既設農道の点検診断、更新整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積 合計50ha以上 (注1)</li> <li>総事業費 合計3千万円以上</li> <li>※ 点検診断のみを行う場合、この限りでない。</li> </ul>
2. 一般農道整備	③ 一般型 ほ場内の幹線となる農道等の新設・改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>通作条件整備計画の策定</li> <li>受益面積 50ha以上 (注1)</li> <li>全幅員 4.5m以上 (注3)</li> <li>総事業費 5千万円以上</li> </ul>
	④ 保全対策型 既設農道の点検診断、更新整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積 合計50ha以上 (注1)</li> <li>総事業費 合計3千万円以上</li> <li>※ 点検診断のみを行う場合、この限りでない。</li> </ul>

(注1) 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は半島振興法に基づき指定された地域は30ha以上。  
 (注2) 奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、山村振興法又は半島振興法に基づき指定された地域は3.0m以上。  
 (注3) 豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、山村振興法又は半島振興法に基づき指定された地域及び急傾斜地帯は4.0m以上。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体：①及び③ 都道府県 ②及び④ 都道府県、市町村
2. 交付率：50%等

※ 沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

事務連絡  
令和元年7月19日

地方農政局農村振興部土地改良管理課長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長  
北海道農政部農村振興局農業施設管理課長

殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課  
課長補佐（団体指導・利用調整班）

最高裁判決に係る情報提供等について

土地改良区が管理する農業用排水路について、公共下水道が整備されていないなどの事情により、地域住民が排出する排水等を受け入れる場合には、一般的に定款に施設の他目的使用を認める旨を規定するとともに、別途他目的使用料徴収規程等を定めた上で、排水を排出する地域住民等の理解を得て、双方合意のもとに契約を締結し、費用負担を求めているところです。

一方、7月18日に、法定外公共物である土地改良区が事実上管理している水路に関して、土地改良区が地域住民に費用負担を求めた訴訟において、管理権限が明確でないこと等から土地改良区の請求が認められないという最高裁判決があったところです（別添判決文参照）。

当該判決については、土地改良区が事実上管理している水路について、土地改良区  
の管理権限が明確ではない事例に関する判決であり、土地改良区が所有権を有している  
場合、国や地方公共団体から管理委託を受けている場合、あるいは施設の管理に関して  
関係機関と必要な取り決めがなされている場合等について、直ちに影響を及ぼすもので  
はないと考えられます。

一方、管理権限について必ずしも明確でない施設がある場合などは、地域の実情を踏  
まえつつ、必要に応じて、関係機関と管理権限に関する確認を行うなどの適切な対応を  
とるよう、貴局管内の都府県を通じて土地改良区等へ周知願います。

（参考・最高裁判決における補足意見要旨）

- ①法定外公共物である水路の管理権限を有する市と、水路を使用し、その維持管理を行ってきた土地改良区との法的関係が明確でないことが、本件のような紛争を生ずる原因の一つとなっていると思われる。
- ②そのため、本件水路の維持管理やその費用負担の在り方については、管理権限を有する市と土地改良区との法的関係を明確にした上、法令に基づいて整理・検討する必要があると考えられる。

平成28年3月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 龍田 浩 二  
平成23年(ワ)第443号 使用料請求事件(以下「甲事件」という。)  
平成24年(ワ)第484号 使用料請求事件(以下「乙事件」という。)

4 なお、原告は、本件地区の住民の多くは、本件排水について、原告との間で本件水路の使用契約を締結し、本件使用料の支払に応じているところ、被告らが本件使用料相当額の支払を免れるのは不公平である旨主張するから、この点につき付言することとする。

土地改良法等は、土地改良事業によって著しく利益を受ける者に対する経費の一部の徴収(同法36条8項、土地改良法施行規則28条の2)や、農業用排水路等が下水道等の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至った場合の関係地方公共団体等との協議及び同協議が調わない場合の裁定(同法56条2項ないし4項)について定めているところ、これらの規定の文言及び趣旨に照らせば、土地改良法等は、農住混合化の進展等により、農業上の利用と生活排水その他非農業上の利用との調整を要する場合、すなわちまさに本件において問題となっているような場合について、これらの手続により、その調整を図るべきことを予定しているものといえる。

もっとも、原告が主張するように、法に定められた上記の手続の煩雑さを回避すべく、住民との間で任意に水路の使用に係る契約を締結し、当該住民との間で合意された金額の使用料の支払を受けることにより上記の調整を図ることも法が禁止するものではないと解され、大多数の住民が上記の趣旨を理解して原告との契約に応じることによって、問題が生じることなく調整が図られているのであれば、それはむしろ望ましい状況にあるといえよう。

しかしながら、契約の締結という方法による調整は、あくまで当事者の任意の意思を基礎とするものである(土地改良法その他の関係法令には、契約の締結義務を定めた規定はない。)から、一方当事者である住民がこれに同意しない以上は、当然、契約の締結という方法による調整を行うことはできない。

そして、時間の経過に伴って地域社会の状況とりわけ農住混合の状況は変化することを避けられず、またそれに伴って水路利用の調整の必要性や調整の方法についての地域住民の意識に変化が生じることもまた不可避であって、このような不確定な要因を考慮すれば、なおいっそう契約の締結という方法による






調整には限界があるといわざるを得ない。

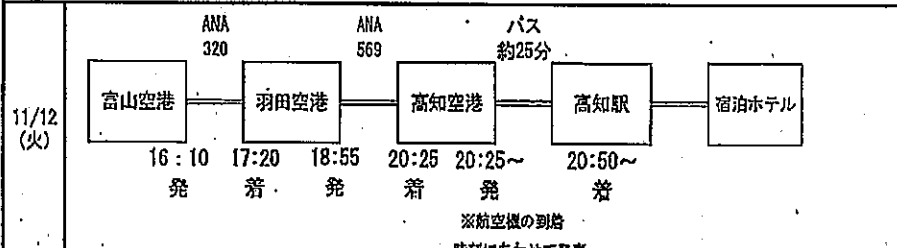
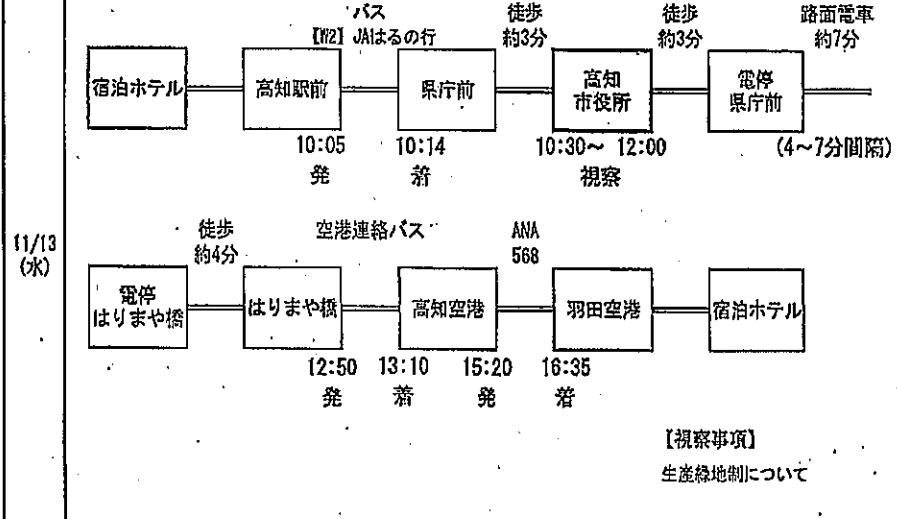
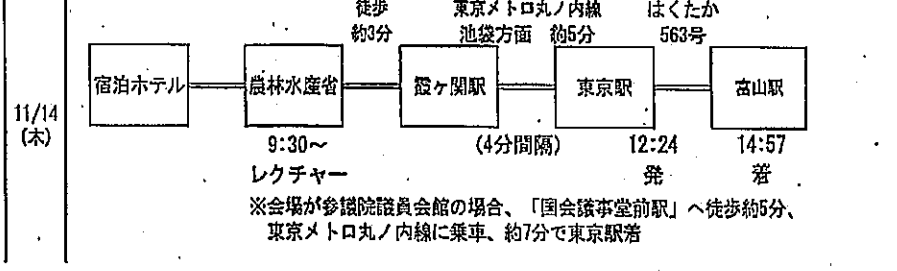
すなわち、住民の全員が同一の内容の契約に従うとの意思を有するという事  
態がおよそ期待できない以上、契約締結の方法によって、全住民に対する関係  
で公平な取扱いを行うことはそもそも不可能であるといわざるを得ない。

したがって、このような場合において、地域住民の公平な取扱いを徹底しよ  
うとすれば、原則に立ち戻り、土地改良法等に定められた上記の手續をとるほ  
かないものといわざるを得ず、そのために一定の労力と手間を掛けることは避  
けて通られないというべきである。

なお、このような場合に、本件請求のように不当利得返還請求という方法を  
とることも法的には不可能ではないが、この場合、「損失」要件の主張・立証  
に困難が伴うことは既に判示したところから明らかであるし、仮に上記立証が  
可能であつたとしても、不当利得返還請求という請求の性質上、個々の住民に  
よる排水による「損失」すなわち本件水路への個々の負荷の程度は、当該住民  
の居住位置と水路との位置関係、個々の排水量などによって異なることが想定  
できるから、上記「損失」の額と各住民が負担すべき額が区々となつて、結局  
のところ契約に基づく使用料の金額と一致するとは限らず、契約締結による方  
法を選択した場合と同様、公平な結果が担保されることにはならない結果も生  
じ得るであろう。

以上によれば、原告が仮に本件水路を排他的に管理しているとして、その目  
的外利用の対価的賦課として、なお組合員以外の住民に対して生活排水の放流  
に対する費用を徴収しようとするのであれば、その方法としては、土地改良法  
その他の関係法令の規定に照らして、既に説示の土地改良法5.6条2項以下等  
の手續を取るほかなく、そのためには、土地改良区を監督し、同条項によつて  
裁定権限を有する徳島県や、本件水路の多くを法定外公共物として所有・管理  
しており、本来的に下水設備を整備すべき責任を有する関係地方公共団体とし  
ての徳島市等に対して、所要の働き掛けをして公平な負担が確保できるための  
努力を惜しまないことが期待される。

<b>視察・調査活動 実施計画書</b> 政務活動費《事前》審査書				整理番号	1913003	1	1 枚目			
				会派名	自由民主党					
				議員名	横野 昭					
<input checked="" type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				R1,11,5					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費				R1,11,11					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費	江西照康 1909002、柞山数男 1921002、横野昭 1913003								
<input type="checkbox"/>	人件費	押田大祐 1908009、久保大憲 1901004								
<input type="checkbox"/>	事務費									

項目	内容	留意点
1 実施者	江西照康 柞山数男 横野昭 押田大祐 久保大憲	
2 実施日程	令和元年 11月12日(火)～14日(木)	政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
3 行程	<p>11/12(火)</p>  <p>※航空機の到着時刻にあわせて発車</p>	
	<p>11/13(水)</p>  <p>【視察事項】生産緑地制について</p>	
	<p>11/14(木)</p>  <p>※会場が参議院議員会館の場合、「国会議事堂前駅」へ徒歩約5分、東京メトロ丸ノ内線に乗車。約7分で東京駅着</p>	



4	視察 1	視察・調査先	高知市役所			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等 具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。	
		面談予定者	議会事務局 田村様				
	視察・調査の 目的・内容	<p>【目的】 富山市の生産緑地制度導入の可能性について、直近で導入した高知市の状況を調べる。</p> <p>【内容】 都市農業振興基本法制定され、市街化区域内の農地の在り方について、国の方針が大きく打ち出された。 台風や集中豪雨など、洪水・氾濫の被害が相次ぎ、農地の役割は防災の面からも重要性が増している。 国は地方都市においても生産緑地を推進する方針を打ち出し、高知市はその政策を打ち出した背景やその影響についてヒアリングを行う。</p>					
	視察・調査先	農林水産省					
視察 2	面談予定者	未定					
	視察・調査の 目的・内容	<p>【目的】 農林水産業における諸課題について、所管する取り組みについて調査する。</p> <p>【内容】 圃場整備費用の賦課金負担について 農道の管理について 用排水への一般排水に対する賦課金について 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策について</p>					
5	実施経費 及び 政務活動 費の支出 予定額 (振込手数料 を含まず)	交通費	80,610円 / 富山 <sup>ANA</sup> →羽田 <sup>ANA</sup> ⇄高知 <sup>近鉄バス</sup> ⇄市内 東京 <sup>JR</sup> →富山			対象費用及び単 価見積が適切か 政務活動費充当 方法は適切か。 按分率適用の分 母は適切か。(混 在不明確な部分 が対象。明確な部 分は当初除外して あるか。)	
		宿泊費	20,230円 高知、東京				
		日当	6,000円 2日分				
		合計額	106,840円	案分率	100%・50%		
		支出額	106,840円				
6	取引規定	抵触していない			取引制限の確認		

№1913003

御 見 積 書

作成日：2019年11月5日

富山市議会自由民主党 横野 昭 様



株式  
会社

トマト旅行

行き先：高知、東京

〒939-8261 富山市萩原 250-1

実施日：2019年11月12日(火)～11月14日(木)

TEL 076-428-5110 FAX 076-428-5102

人員：1名様

国内旅行業務取扱管理者

担当

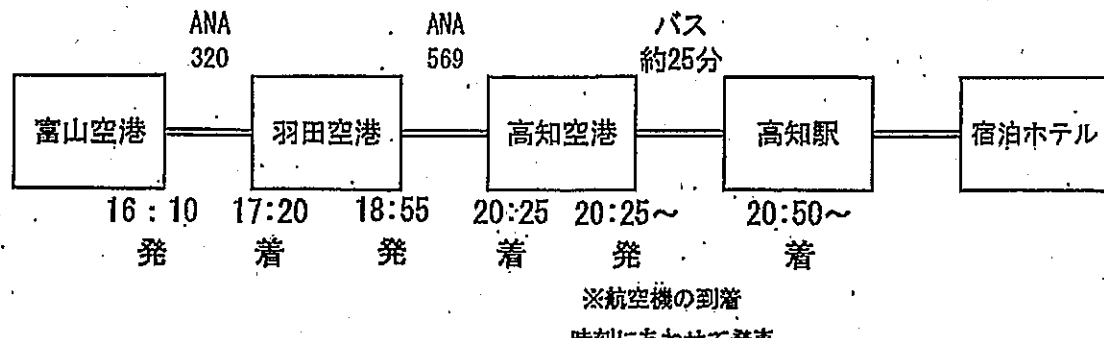
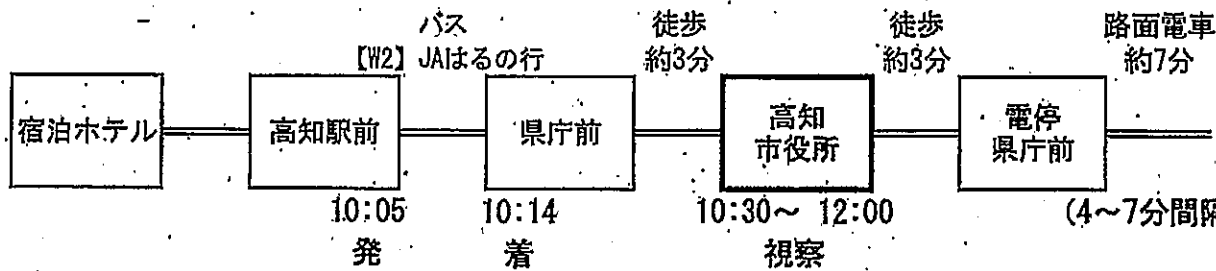
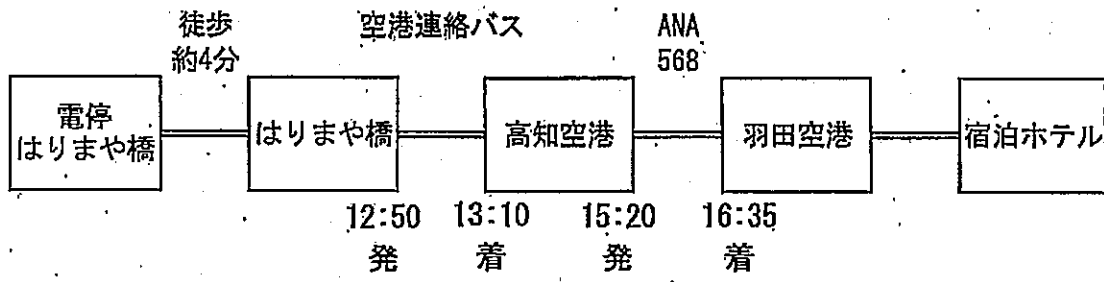
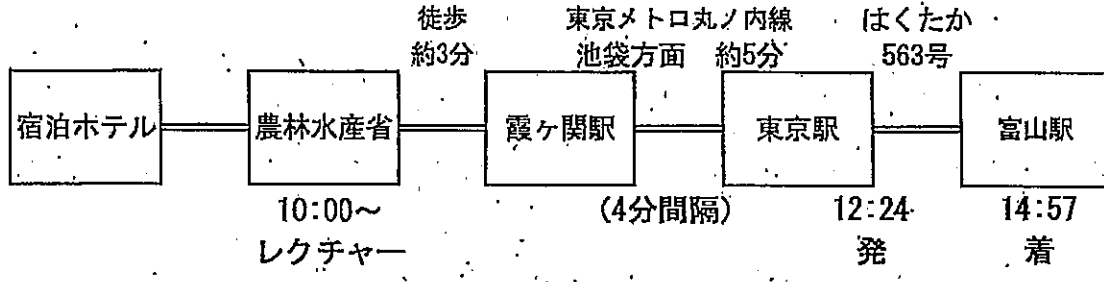
この度はお見積もり依頼をいただきまして誠にありがとうございます。下記の通りお見積もり申し上げますので、ご検討のうえご用命賜りますようお願い申し上げます。

合計金額：¥100,840-			おひとり様 100,840 円	
項目名	人員・数	単価	金額	備考
航空券	1	36,580	36,580	富山空港→羽田空港→高知空港
	1	29,790	29,790	高知空港→羽田空港
空港連絡バス	1	1,480	1,480	高知空港～高知市内
JR 券	1	12,760	12,760	東京駅→富山駅
ホテル宿泊費	1	8,730	8,730	高知 1泊朝食つき・税込
	1	11,500	11,500	東京 1泊食事なし・税込
		合計金額	100,840	

富山市議会 自由民主党 視察日程表

日程：令和元年11月12日（火）～14日（木）

R1.10.29時点

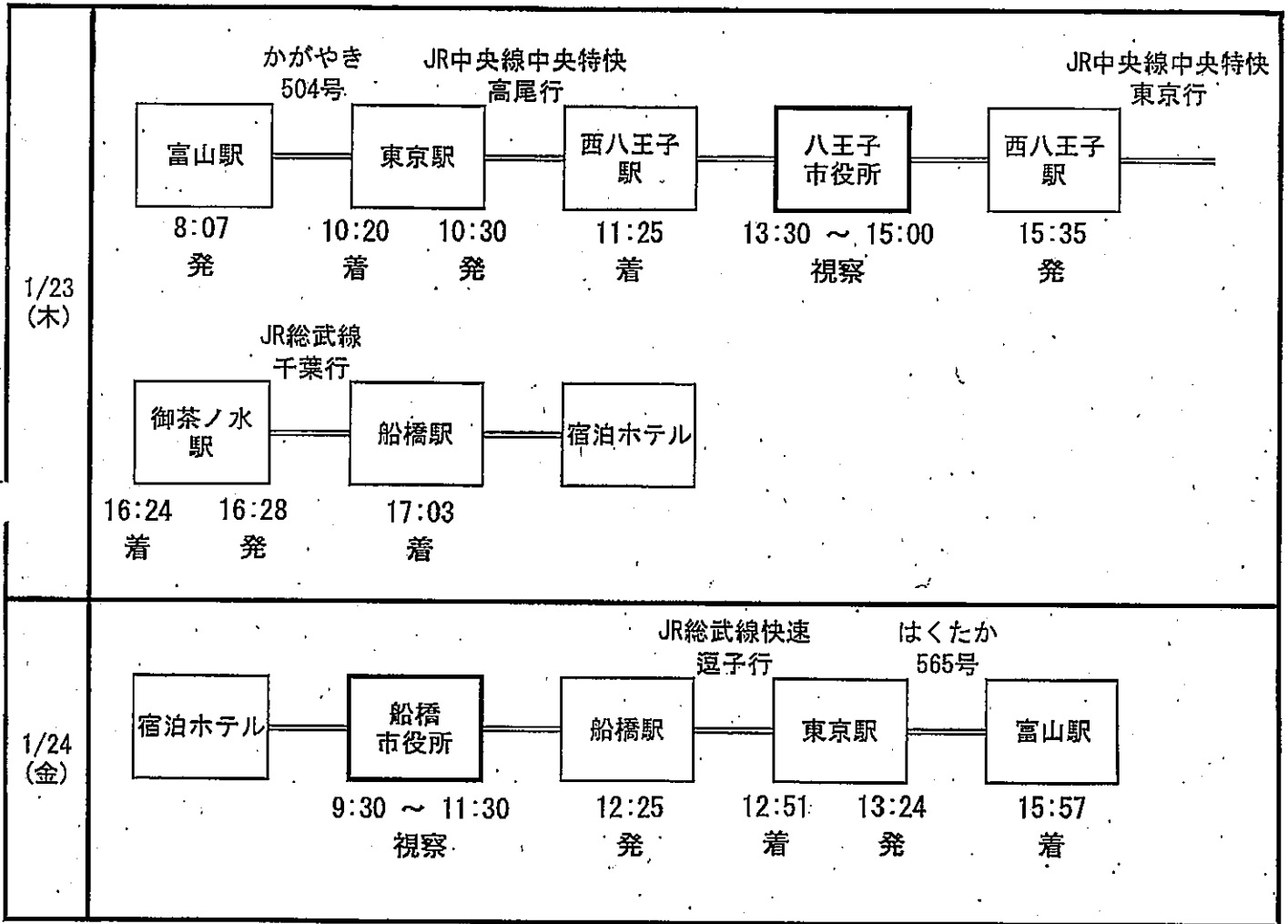
<p>11/12 (火)</p>	 <p>※航空機の到着時刻にあわせて発車</p>
<p>11/13 (水)</p>	  <p>【視察事項】 生産緑地制について</p>
<p>11/14 (木)</p>	 <p>※会場が参議院議員会館の場合、「国会議事堂前駅」へ徒歩約5分、東京メトロ丸ノ内線に乗車、約7分で東京駅着</p>

<b>視察・調査活動 実施計画書</b> 政務活動費《事前》審査書				整理番号	1913004	1	1	枚目		
				会派名	自由民主党					
				議員名	横野 昭					
<input checked="" type="checkbox"/>	調査研究費	<b>第三者機関承認欄</b>			<b>会派承認欄</b>					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				R1.12.27					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費				R2.1.6					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費				久保大憲 1901005 松井邦人 1902007 高道秋彦 1911012					
<input type="checkbox"/>	人件費				横野 昭 1913004					
<input type="checkbox"/>	事務費									

項目	内容		留意点	
1 実施者	久保大憲、松井邦人、高道秋彦、横野 昭 (以上4名)			
2 実施日程	令和2年1月23日(木)～24日(金)			
3 行程	富山駅＝東京駅＝西八王子駅＝八王子市役所(13:30～15:00)＝ 西八王子駅＝船橋駅＝ホテル ホテル＝船橋市役所(9:00～11:30)＝船橋駅＝東京駅＝富山駅		政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	八王子市役所	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先面談予定者	八王子市役所(八王子市元本郷3-24-1 042-626-3111) 担当 未定	
		視察・調査の目的・内容	【内容】特定検診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ。 【目的】富山市の特定検診と特定保健指導の実施率向上に向け、先進事例を学び反映させていく。	
	視察 2	視察・調査先	船橋市役所	
		視察・調査先面談予定者	船橋市役所(船橋市湊町2-10-25 047-436-2111) 担当 未定	
		視察・調査の目的・内容	【内容】特定検診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ。 【目的】富山市の特定検診と特定保健指導の実施率向上に向け、先進事例を学び反映させていく。	
視察 3	視察・調査先			
	視察・調査の目的・内容			
5	実施経費及び政務活動費の支出予定額(振込手数料を含まず)	交通費	27,700円(富山駅＝西八王子駅、西八王子駅＝船橋駅、船橋駅＝富山駅)	対象費用及び単価見積が適切か。政務活動費充当方法は適切か。按分率適用の分母は適切か。(混在不明な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×2日	
		宿泊費	12,000円	
		その他		
		合計額	45,700円 / 案分率(充当率) 100%・50%	
		支出額	45,700円	
6 取引規定	抵触していない		取引制限の確認	

# 富山市議会 自由民主党 視察日程表 №1913004

日程：令和2年1月23日（木） ～ 24日（金）



**【視察事項】**

特定健診受診率・特定保健指導実施率向上の取り組みと課題について

御 旅 程 表

JAなのはな旅行センター

富山市五福1143-1 アリス1F  
 TEL 076-439-3336  
 FAX 076-431-1180

令和元年12月23日

担当 XXXXXXXXXX

富山市議会 自由民主党			様	旅行先	八王子・船橋 視察					
旅行日		令和元年1月23日 令和元年1月24日		人数	大人		小人	計	1泊 2日	車船中泊
					男	女				
日程	月日	曜日	行程表							
1	1月23日	木	8:07 富山駅 <del>かがやき504号</del> 東京駅 <del>中央線・特快</del> 西八王子駅 11:25 10:20 10:30 13:30 ~ 15:00 15:35 (タクシー8分) 八王子市役所(視察) (タクシー8分) 西八王子駅 <del>中央線特快</del> 16:24 16:28 17:03 徒歩1分 <del>御茶ノ水駅</del> <del>総武線</del> 船橋駅(南口) <del>ホテル</del> TEL 047-425-0011 *JR東日本ホテルメッツ船橋(1泊朝食 シングル禁煙)							
2	1月24日	金	9:30 ~ 11:30 12:25 ホテル(タクシー8分) 船橋市役所(視察) (タクシー8分) 船橋駅 <del>総武線快速</del> 12:51 13:24 15:57 <del>東京駅</del> <del>はくたか565号</del> 富山駅							

概算費用御見積り				(責任人数 1名)		
J	R	富山駅~西八王子駅	13,310	宿泊料金	1泊朝食サ税込	12,000
J	R	西八王子駅~船橋駅	1,100	食事代		
J	R	船橋駅~富山駅	13,290	宴会費		
貸切観光バス代						
定期観光バス代						
高速有料道路代				旅行傷害保険代		
有料駐車代				寸志・その他		
バス航送代				添乗経費		
乗船券				乗務員宿泊		
入場入拝料				お一人費用計		
						39,700

コースの見方  
 バス 田  
 車 =  
 JR ㄥ  
 私鉄 卄  
 飛行機 十  
 フェリー 止  
 タクシー 車  
 徒歩 人

# 視察・調査活動 実績報告書

## 務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	1913004	2	1 枚目
会派名	自由民主党		
議員名	横野 昭		

■	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	研修費				R2.1.28	[印]	[印]	[印]	●	[印]
<input type="checkbox"/>	広報広聴費				承認日					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			R2.1.29					
<input type="checkbox"/>	会議費									
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	R2.1.29	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費					承認日	[印]	[印]	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費	1	2	1	29	R2.1.29	[印]	[印]	●	●

特記事項(第三者機関)	特記事項(会派)
	久保大憲 1901005 松井邦人 1902007 高道秋彦 1911012 横野 昭 1913004

項目	内容		留意点
1 実施者	久保大憲、松井邦人、高道秋彦、横野 昭 (以上4名)		
2 実施日程	令和2年1月23日(木)～24日(金)		
3 行程	富山駅＝東京駅＝西八王子駅＝八王子市役所 (13:30～15:00) ＝ 西八王子駅＝船橋駅＝ホテル ホテル＝船橋市役所 (9:00～11:30) ＝船橋駅＝東京駅＝富山駅		政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
4 視察 1	視察先	八王子市役所	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
	視察面談者	八王子市役所 (八王子市元本郷 3-24-1 042-626-3111) 医療保険部成人健診課 課長 大山 崇、主査 新藤健、 保健師 小竹亜希子、主事 信太易之	
	視察・調査の目的・内容	【内容】 特定検診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ。 【目的】 富山市の特定検診と特定保健指導の実施率向上に向け、先進事例を学び反映させていく。	
4 視察 2	視察先	船橋市役所	
	視察面談者	船橋市役所 (船橋市湊町 2-10-25 047-436-2111) 健康づくり課 課長 高橋 日出男、係長 灘山 哲朗	
	視察・調査の目的・内容	【内容】 特定検診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ。 【目的】 富山市の特定検診と特定保健指導の実施率向上に向け、先進事例を学び反映させていく。	

		内 容	留意点
5	視察・調査活動の内容	<p>&lt;視察1&gt; 八王子市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導において、直接動機づけ支援や通知に対する工夫などの説明を受ける。予約率向上の要因として圧着はがきの活用が大きな要因となった。</li> <li>・特定検診の受診率向上については、検診対象者を4つの心理的特徴に分類して、通知案内を行ったことで受診率の向上につながった。</li> <li>・がん検診の働きかけについては、マーケティング手法の活用、検査キット事前送付等、ナッジ理論に基づく、受診勧奨事例の報告、継続受診の働きかけを行った。</li> </ul> <p>&lt;視察2&gt; 船橋市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年～24年第1期、25年～29年第2期、平成30年～第3期実施計画を立て、受診率向上に向けて個別通知、対面による結果説明、日曜日の検診機会の確保などを行った。</li> <li>・市医師会との協力体制により、受診の促進を行った。</li> <li>・健康づくり課として、特定検診・がん検診係・予防接種係・特定保健指導係・介護予防推進係として各種事業に一体的に取り組み、受診率向上に努力をしている。</li> </ul>	<p>目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等</p>
	市政への影響、反映、成果等	<p>&lt;視察1、2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率向上のための市民に対する案内はがきについて、工夫が大切であり、受診を希望させるような取り組みが必要である。印刷費用をかけるなら、両市のアイデアを利用するのも方法であると思う。また、個別指導や職員が対象者に直接対面指導も必要であると思う。</li> <li>・市医師会との会合の場で、協力体制の推進が特に必要であると感じました。両市の状況では、医師会の協力による受診率の向上が大きな要因であると思いました。富山市においても医師会との連絡を密にして、強力に依頼すべきであると思う。</li> <li>・課長を中心に非常にまとまって取り組んでいて、職員の取り組む姿勢や説明もよかった。経験豊富な職員の必要性を強く感じました。このような取り組みが向上率上昇に役立っていると痛感しました。市職員にも意識の向上と受診率向上に向けた新たな課題として、長期的に取り組むべきと思う。</li> </ul>	<p>政務活動のみの内容か。政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。</p> <p>政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2 支出不可)</p>
	その他及び 政務活動以外で 取り扱った内容		



項目		内容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	交通費 宿泊費	支出金額	39,700円 /	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	対象費用及び 単価見積が適切か。 政務活動費充 当方法は適切 か。 按分率適用の 分母は適切 か。 (混在不明確な 部分が対象。明 確な部分は当 初除外してあ るか。)
		支出先	横野議員【立替え支払い先】JAなのはな旅行センター			
		支出内容及び 積算根拠	JR代 27,700円 / (富山=西八王子、西八王子=船橋、船橋=富山) 宿泊代 12,000円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	6,000円 /	支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	横野議員			
		支出内容及び 積算根拠	1月23日(木)、24日(金)2日分 3,000円/日×2日			
		支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先				
		支出内容及び 積算根拠				
		支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先				
		支出内容及び 積算根拠				
取引規定	抵触していない /					
経費総額	45,700円	按分率 (充当率)	100%・50%			
按分率適用 対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額	45,700円 /					

# 請求書

№1913004

令和2年1月14日

富山市議会 自由民主党 横野 昭 様

富山県知事登録220号

JAなのはな旅行センター

〒930-0884

富山市五福1143-1

富山五福ショッピングセンター アリス1F

TEL076-439-3336

FAX076-431-1180

責任者印

担当者印



ご請求金額

39,700 円

旅行日

令和元年  
1月23日～24日

ご精算予定日

令和2年1月31日

種別・摘要

人員・数量

単価

金額

1/23 富山駅～東京駅～西八王子駅 JR普通指定席 片道	1	13,310	13,310
1/23 西八王子駅～船橋駅 JR乗車券 片道	1	1,100	1,100
1/23 JR東日本ホテルメッツ船橋 1泊朝食サ税込シングル	1	12,000	12,000
1/24 船橋駅～東京駅～富山駅 JR普通指定席 片道	1	13,290	13,290

合計金額

39,700

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

No. 220090

領 収 書

富山市議会自由民主党  
横野 昭 様

令和 2 年 / 月 28 日

2	千	百	拾	万	千	百	拾	円
2		7	3	9	7	0	0	

収入印紙

但 3,248 円、船橋視察交通費宿泊代として

上記正に領収いたしました

取扱者印



なのはな農業協同組合

JAなのはな旅行センター

〈ご注意〉 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本券と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

整理番号	1913004	2	4枚目
------	---------	---	-----

# 振替証明書

会派名 自由民主党

金額	45,700 円
----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和 2年 1月 29日

経理責任者 松井 邦人



氏名	横野 昭	受領印	
----	------	-----	--



№1913004

3

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 02-01-06*		*3,072	普通預金 竹田議員	*18,359,739
2 02-01-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*18,356,667
3 02-01-10*		*6,352	電話料	*18,350,315
4 02-01-20*		*5,840	普通預金 高田議員	*18,344,475
5 02-01-20*		*3,072	普通預金 高道議員	*18,341,403
6 02-01-20*		*106,840	普通預金 押田議員	*18,234,563
7 02-01-20*		*3,072	普通預金 泉議員	*18,231,491
8 02-01-20	振込資金	*2,646	インターネット代	*18,228,845
9 02-01-21*		*40,100	普通預金 松井議員	*18,188,745
10 02-01-27		*3,093	ソフトバンク(セブ)代	*18,185,652
11 02-01-27	新聞代金	*7,400	読売、日経新聞	*18,178,252
12 02-01-27		*12,100	ダイレクト	*18,166,152
13 02-01-27*		*320,000	給料	*17,846,152
14 02-01-28*		*3,072	普通預金 成田議員	*17,843,080
15 02-01-28	振込資金	*65,277	コピーカウチ代	*17,777,803
16 02-01-29*		*45,700	普通預金 橋野議員	*17,732,103
17 02-01-29*		*45,700	普通預金 松井議員	*17,686,403
18 02-01-29*		*880	明文堂	*17,685,523
19 02-01-29*		*1,760	日本文堂	*17,683,763
20 02-01-29*		*330	振込手数料	*17,683,433
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 利息のご振出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケノコ 〇〇-〇〇  
 トリクター 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡日を除く日となります。

3


普通預金通帳

店番号

口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

 八王子市


医療保険部  
成人健診課

主査  
新藤 健  
Shindo Takeshi

あなたのみちを、  
あるけるまち。

**八王子**

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1  
電話:042-620-7428 FAX:042-621-0279  
E-mail:b450200@city.hachioji.tokyo.jp

 八王子市

医療保険部  
成人健診課

課長  
大山 崇  
Oyama Takashi

あなたのみちを、  
あるけるまち。

**八王子**


〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1  
電話:042-620-7428 FAX:042-621-0279  
E-mail:b450200@city.hachioji.tokyo.jp



八王子市 医療保険部  
成人健診課 特定保健指導担当

保健師 小竹 亜希子

〒192-8501  
東京都八王子市元本郷三丁目24-1  
電話:042(620)7433  
FAX:042(621)0279  
E-mail:kotake\_akiko@city.hachioji.tokyo.jp

 八王子市

医療保険部  
成人健診課

主事  
信太 易之  
Yasuyuki Shida

あなたのみちを、  
あるけるまち。

**八王子**

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1  
電話:042-620-7428 FAX:042-620-7428  
E-mail:b450200@city.hachioji.tokyo.jp



船橋市保健所 健康づくり課

特定健診・  
がん検診係長 灘山 哲朗

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55  
船橋市保健福祉センター  
TEL 047(409)3404 FAX 047(409)2934  
E-mail kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp



船橋市

目指せ！健康寿命日本一のまち！

保健所 健康づくり課

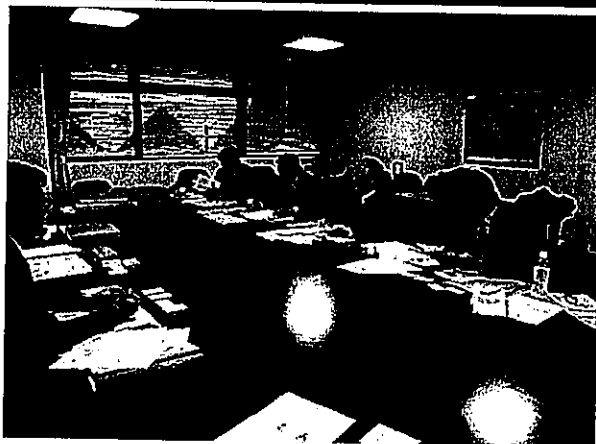
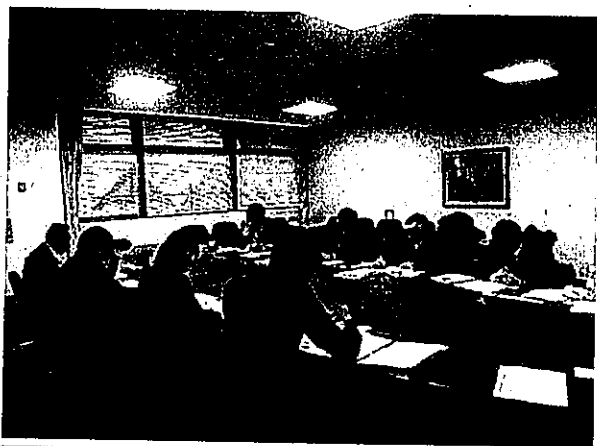
課長

高橋 日出男

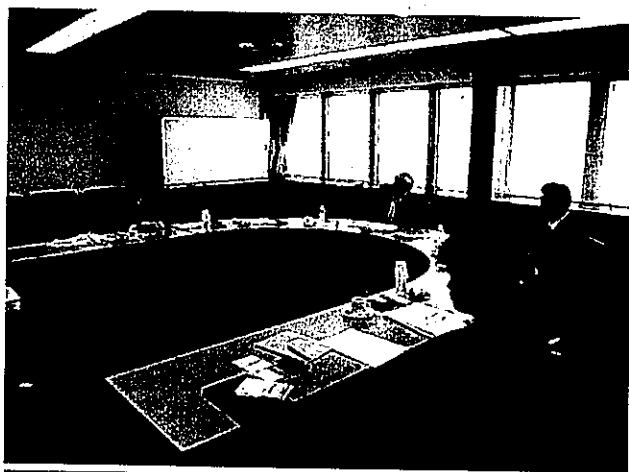
〒273-8506  
船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター  
TEL 047-423-8262 FAX 047-409-2934  
E-mail: kenkodukuri@city.funabashi.lg.jp



ふなばし銀やかフラン21  
マスクットキャラクター  
すこちゃん



八王子市役所：特定健診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ



船橋市役所：特定健診と特定保健指導の実施率向上について先進事例を学ぶ

①健康寿命の延び続ける

①健康寿命

KTB

# 特定保健指導の概要

令和2年(2020年)1月23日

八王子市医療保険部 成人健診課

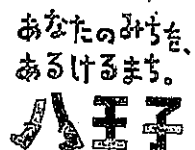
## 特定保健指導担当の実施体制

### <内容>

- ・特定保健指導
  - 積極的支援: 委託により実施
  - 動機づけ支援: 直営にて実施
- ・生活習慣病重症化予防事業

### <職員体制>

保健指導担当 職員4名(保健師3名、管理栄養士1名)  
 嘱託員6名(保健師・管理栄養士)





## <利用案内通知の工夫>

利用率向上の取り組み

- 手に取って開けてもらうため  
→大判圧着はがきに。
- 予約してみようと思ってもらうために  
→お勧め月、リスク提示、お得感・・・  
*代わりになる*
- どうすればいいかわかり、すぐ予約に至るように。  
② 簡潔な言葉で動作指示。  
*説明はいい*

## <利用を促す仕組み>

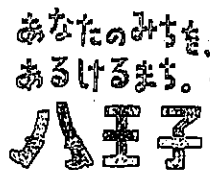
- 市内4会場で開催。土日開催あり
- 予約の入り口を増やすため、電話のほか、封書での予約も受け付け
- 利用案内通知発送から2週間後に勧奨ハガキを送付
- その後専門職より電話入れ。(午前、午後、夜間で最大3回かける)
- 利用特典 (血管年齢測定、骨密度測定、指導時プレゼント)

*健康付録*

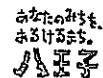
# 八王子市 特定健診受診率向上事業について

令和2年(2020年)1月23日(木)

八王子市医療保険部成人健診課



## 1 八王子市の概要



● 人口	561,407人
● 高齢化率	26.67%
● 国保被保険者数	130,271人
● 国保加入率	23.20%
● 40～74歳の国保被保険者数	93,969人
● 40～74歳の国保被保険者率	72.13%

(平成31年3月31日現在)

### 3 特定健診受診率向上の取組み

4つの心理的特徴に合わせたデザインを開発

パターン①

【平成29年度 勸奨通知デザイン例：面倒くさがりさん】

赤枠部分を心理的特徴に合わせた内容にする

### 3 特定健診受診率向上の取組み

パターン② H30~R1

過去の健診受診歴により健診対象者を分類

受診歴を参考分析

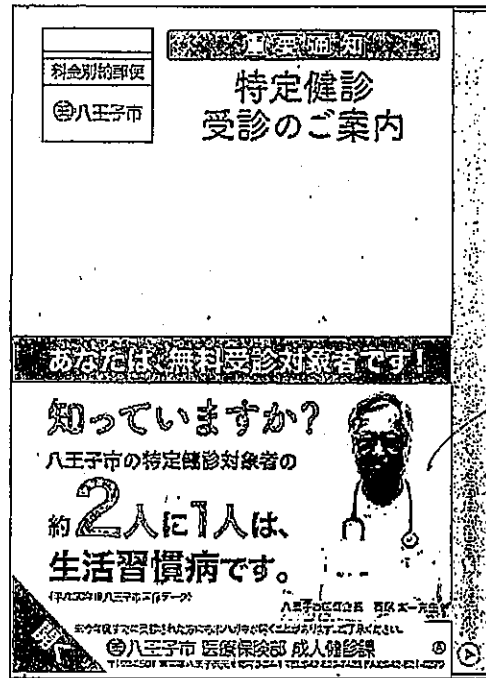
【令和元年度 セグメント分けの定義】

平成30年度受診券	受診有無			令和元年度 セグメント区分	考え方
	平成30年度	平成29年度	平成28年度		
○	○	○	○	前年度 継続受診者	前年度を含め、過去3年間継続して特定健診を受診している
○	○	○	×	前年度 不定期受診者	前年度特定健診を受診しているが、過去3年間継続して特定健診を受診していない
○	○	×	○	前年度 不定期受診者	
○	○	×	×	前年度 不定期受診者	
○	○	×	×	前年度 新規受診者	前年度特定健診を受診しており、それより前の2年間は特定健診の対象でない
○	×	○	○	前年度 不定期未受診者	前年度特定健診を受診していないが、過去に1回は特定健診を受診している
○	×	○	×	前年度 不定期未受診者	
○	×	×	○	前年度 不定期未受診者	前年度を含め、過去に1回も特定健診を受診していない
○	×	×	×	前年度 継続未受診者	
×	×	×	×	今年度 新規対象者	前年度を含め、過去に1回も受診券が発行されていない

## 4 医師会との連携

### (2) 勧奨通知デザインへの協力

令和元年度の勧奨通知のデザインの一部に八王子市医師会長の写真を活用。このことによる効果検証は3月末に実施予定。都国保連有識者からは、その分野の権威者からのメッセージは市民への説得力があるのではと意見をいただいた。



2020年  
3月末

10

## 5 今後の取組み

### ○ データ分析の推進

- ✓ 国保被保険者かつ要介護・要支援者の疾病状況の分析
- ✓ 地域ごとの健診受診率の可視化
- ◎ ✓ レセプトデータによる病院ごとの健診未受診者の算出  
⇒ 各保健事業への効果的な活用を検討

### ○ データヘルス計画中間見直しに伴う庁内検討会の設置

R2年度

⇒ 保健衛生部局（保健センター）や福祉部局との情報共有と保健事業の連携

# 特定健診・特定保健指導受診率向上の 取り組みについて

富山市議会行政視察

令和2年1月24日

船橋市

保健所健康づくり課

## 質問事項

1. 人口・高齢化率・国保被保険者数・国保加入率等について
2. 特定健診と特定保健指導の受診率・実施率(性別・年代別等)
3. 特定健診受診率向上に向けた主な取り組み
4. 受診率向上における市医師会との連携
5. がん検診の対象者と受診率
6. がん検診受診率向上に向けた主な取り組み
7. 行政内での組織体制と健康づくり課の体制



④平成30年度特定保健指導実施率(性別・年齢別)

	男			女			合計		
	対象者	終了者	受診率	対象者	終了者	受診率	対象者	終了者	受診率
40歳代	512	121	23.6%	130	33	25.4%	642	154	24.0%
50歳代	452	81	17.9%	185	51	27.6%	637	132	20.7%
60歳代	933	300	32.2%	671	256	38.2%	1,604	556	34.7%
70歳代	931	316	33.9%	523	176	33.7%	1,454	492	33.8%
計	2,828	818	28.9%	1,509	516	34.2%	4,337	1,334	30.8%

3. 特定健診受診率向上に向けた主な取り組み

平成20年～24年度(第1期実施計画) *誕生時対応*

- ・40歳代に対して4月末に個別通知を行い、10月末時点で受診していない方に11月末に未受診者勧奨通知を送付。(平成20年度～)

平成25年～29年度(第2期実施計画)

- ・継続受診を促すため、3年間連続で受診している方を除く、特定健康診査対象者に受診券の有効期間が切れる1か月前に受診勧奨通知(はがき)を送付。(平成25年度～)
- ・受診機会の拡充のため、人間ドック費用助成事業を開始。(平成28年度～)

平成30年～(第3期実施計画)

- ・受診機会の拡充のため、脳ドック費用助成事業を開始。(平成30年度～)
- ・はがきのみでの通知に変え、健診結果やレセプト情報などをAIが分析し、対象者に合わせた7種類の受診勧奨通知を送付。(令和元年度～)

平成20年度から継続している受診率向のための取り組み

- ①対象者全員に個別通知
- ②対面による結果説明
- ③肺がん検診等と同時実施
- ④日曜日の健診機会の確保

↳ 医師会(連)強化

平  
50.0  
49.0  
48.0  
47.0  
46.0  
45.0  
44.0  
43.0  
42.0  
5  
49.  
49.  
48.  
48  
47  
47  
46  
46

6. がん検診受診率向上に向けた主な取り組み

№ 1913004

乳がん検診と胃がん検診は登録制の検診であったが、令和元年度から乳がん検診において登録制を廃止し、対象者全員に個別通知を行った。

平成30年度

30歳以上で偶数年齢の登録者(申込があった人)に対して受診券を発送

令和元年度

30歳以上の偶数年齢全員に受診券を発送

登録制廃止の効果

	平成30年度	令和元年度	差
受診券発送者数 (11月末時点)	31,260	117,953	86,693増
受診者数 (11月末時点)	14,171	16,315	2,144増 (115.1%)
受診者数 (年間)	21,968	25,285 (見込み)	3,317増

※受診者数(年間)は平成30年度受診者数(11月末時点)に令和元年度との差(115.1%)を乗じて算出



7. 行政内での組織体制と健康づくり課の体制

①健康づくり課の位置づけと体制

○平成27年10月の組織改編により、予防事業の一元化を図るため保健所内に設置された。

○介護予防・疾病予防、健康づくりを一体的に実施する。

○4係 ※(かっこ)内は専門職の配置人数 *24*

特定健診・がん検診係、予防接種係

特定保健指導係(保健師6名、管理栄養士7名)、

介護予防推進係(保健師2名、理学療法士2名、作業療法士2名)

*24名*

○職員数

66名:常勤職員43名、非常勤・臨時職員23名(平成31年4月1日)

*岡本 小太郎 20*



③健康づくり課が行う事業

係	事業名	
特定健診・がん検診係	特定健康診査事業	<div data-bbox="1050 286 1372 398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     特定健診とがん検診の同時実施や受診勧奨を一体的に実施                 </div>
	各種がん検診事業	
予防接種係	予防接種事業	<div data-bbox="1050 454 1372 566" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     風しんの追加的対策(抗体検査・予防接種)を一体的に実施                 </div>
特定保健指導係	特定保健指導事業	<div data-bbox="1050 589 1372 701" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     特定健診、特定保健指導、国保保健事業を連携を図り実施                 </div>
	国保保健指導事業	
	高齢者の保健事業	<div data-bbox="1050 790 1372 880" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     介護予防事業と高齢者の保健事業を一体的に実施                 </div>
介護予防推進係	介護予防事業	4月期 夕小

国保連 → 予防

